

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-7	「(2)英語表記や数字表記等において半角文字を使用し、もしくは、1行に句読点を複数使用し、そのことを主たる要因として該定(複数も可)の1行の文字数が45字を超える場合、文字数が超過したとは判断しません。」1行の文字数を数える場合には、原則として全角の文章のみで構成されている場合はカウントしませんについての質問です。 こちらの説明によれば、上記(2)ともに、35行×45字の「設定だけでは問題がある場合、45字であるべきなのではなく、日本語のみで構成された行(英数字がある場合は文字数制限の対象外)という理解で間違いでしまうか。 尚、英数字に加え、「句読点」も文字数の対象外のことですが、日本語のみで構成された行で、句読点が全く存在しない「1行」というのは、実際ほとんど存在しないと思われます。つまり、英数字も句読点も1つも存在しない「1行」とは、ほとんど存在しないため、上記の通りワードの「ハイアート・ページ設定で35行×45字設定であれば、それ以上、文字数をカウントし確認する必要はない」という統一見解をして頂けると、明快であり嬉しいと考えますかいかがでしょうか?	現状、「文字数の超過の和が、3行(135文字)以下の場合には超過とはみなしません。(応募者側のソフト等の設定とJICA側が評価時に文字数、行数を目で確認する際の誤差の和である可能性があるため。)」としており、今後もその対応をすることを考えています。 なお、ご提案いただいた「35行×45字設定」については、そのように設定していただいた場合でも、MicrosoftWordの余白の設定によっては35行×45字を超える場合があり、かつ、そのように設定していることを提出いただいたPDFの文書では確認できませんとのご提案については、受け入れ困難です。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-8	本文中の図表内は文字数カウントの対象外という理解で間違ないでしょうか(文字数カウントは本文のみ)。	はい、コサインツール等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン31ページに「表、図、グラフ、写真、フローチャート等が挿入された場合、当該部分については、1行の文字数及び行数のカウントの対象外とします。」と記載しており、ご理解のとおりです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-10	プロポーザル様式4-1その2、並びに様式4-5その3において、案件名が長く(複数国案件)、契約期間が複数年についた場合、その部分で設定行数を消化してしまうため、内容部分のみ文字数、行数制限としていただきたいです。	ご意見として承りました。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-13	<上記2-12-12回答への更問> 基本的に②「従事人員数ではなく、従事期間数を記載」とのことですが、 「復数の渡航がある場合、渡航単位で記載いただけども、まとめていただいても構いません」という説明は、複数の渡航がある場合は(上記の通りワードの「ハイアート・ページ設定で35行×45字設定であれば、それ以上、文字数をカウントし確認する必要はない」という統一見解をして頂けると、明快であり嬉しいと考えますかいかがでしょうか?	一例として、2024年2月1日から1か月、2024年6月1日から1か月、2024年9月1日から1か月従事した場合、 (1)2024年2月から1か月、2024年6月から1か月、2024年9月から1か月とするか、 (2)2024年2月から2024年9月末(うち、渡航3回、計3人月) と記載するかいずれでも構いません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-14	<上記2-12-2、2-12-13回答への更問> 上記2-12-12より多く回答いただきました。 基本は②(2)ということは プロジェクト契約期間内のうち、実際に稼働を始めた月～稼働が終わった月の合計月数を記載する。 例えば契約期間が2022.4～2023.3(12ヶ月)のプロジェクトのなかで、国内業務は2022.4～2023.2まで、現地業務は2022.5～2023.1までとの場合は、「従事期間」は「2022年4月から11ヶ月」、「現地業務参加期間」は「2022年5月から9.0ヶ月」とする。 という回答だと理解しています。 ただ、「現地業務参加期間の」のほうは、②のおり実際に稼働を始めた月～稼働が終わった月の合計月数ではなくて、以下のメールでの回答の通り、実際の稼働月数を記載してもよい、 アリ、従事期間の合計月数でも、実際の稼働人月数でもどちらでもよく、適していると判断できる形で記載すればよい、 という理解でよろしいでしょうか?	いずれもご理解のとおりです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-15	プロポーザル作成ガイドラインの別添資料7と8において、業務実施契約で行数、1行の文字数のカウント対象外となるのは、様式4-1(その1)、様式4-2、様式4-3及び様式4-5(その1)(その2)で、対象となるのは、様式4-1(その2)、様式4-5(その3)で記載されています。そのどちらにも含まれていない様式4-4はどちらになりますでしょうか。	様式4-4については、(様式に沿って1ページに記載されることではなく)様式が文章の一部として記載されることが多いことから、様式としての行数、文字数のカウント対象内・外としての整理は行っていませんでした。 様式4-4については、他の图表と同様に、1行の文字数及び行数のカウントの対象外とします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-17	<上記2-12-2、2-12-13、2-12-14への更問> 「従事期間(年月からカ月)」について、基本的に複数の開始月～終了月の期間を記載すること理解いたしました。 念のため、「従事期間(年月からカ月)」のうち稼働期間に空白期間がある場合についてお伺いさせていただきます。 例えば、契約期間が2022.4～2023.3(12ヶ月)のプロジェクトのなかで、以下のような稼働をした場合、 国内業務:2022.5.1～2022.5.5(5日、0.25M/M) 現地業務:2022.6.1～2022.6.30(30日、1M/M) 国内業務:2023.2.1～2023.2.5(5日、0.25M/M)	現地業務以外の「準備・整理業務」についても2-12-13の回答に従って記載ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-18	「従事期間(年月からカ月)」は7月から1月は稼働がないものの、①「2022年5月から10ヶ月」としてよろしいでしょうか、または、②「2022年5月から10ヶ月(うち計1.5ヶ月)」と国内業務のM/Mを含めた稼働人月がわかる形で書くべきでしょうか。 仮に①の書き方で問題ない場合、実際の稼働期間及び国内業務のM/Mは様式4-5(その1)「従事期間(年月からカ月)」から直接読み取れます。 従事期間(年月からカ月)については、書き方により期間に大きな差が発生するよう見受けますが、 プロポーザルの評価に「従事期間(年月からカ月)」は影響しないということになりますでしょうか。 また、上述の通りの場合は、国内業務のM/Mに「従事期間(年月からカ月)」から読み取れませんが、国内主体業務における国内業務(M/M)はどのように評価されるのでしょうか。または国内M/Mの多寡は、評価に影響ないということになりますでしょうか。	・改訂前のガイドラインでも「その他」として、現行ガイドラインに記載のとおり業務遂行上で必要な便宜供与がなければ記載していましたが、他方、「その他」と記載していることで、便宜供与以外の内容を記載する事態がありました。 ・記載いただいた内容としましては、企画競争説明書等で記載している便宜供与以外で、業務実施上必要と考えられる便宜供与があれば記載いただけますようお願いします(契約交渉等で改めて対応の可否を含めても構いません)。 ・ページ数については上限ですので、必要な内容を記載いただければ結構です(結果、1ページに満たなければその分量にて提出いただくことで結構です)	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-20	<上記2-12-19への更問> 様式4-1(その1)における業務従事者数につき、「契約開始から終了までにプロジェクトに参加した業務従事者全員(その人数)」を記載くださいとのことです。1人の業務従事者が2つのポジションを兼務する場合は、1名とカウントするのでしょうか? それとも2名とカウントするのでしょうか?	1名のカウントとしてください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-21	様式7(資本的関係又は人的関係に関する申告書)について、プロポーザルでの部分に貼付すればよいでしょうか? ワークフローバランスの書類の後でよいでしょうか?	様式の番号順でご提出ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-22	プロポーザルに添付する「資本的関係又は人的関係に関する申告書」(様式7)について、 一般的財團法人・一般社団法人の理事に非常勤の理事が含まれるかどうかお教え下さいますでしょうか。	はい。非常勤の理事も含みます。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-23	<上記2-12-21への更問> 「接続7.資本的関係又は人的関係」のプロポーザルの入れる場所につきまして、「様式の番号順でご提出ください」とご回答いただきました。 接続7部の1の前へ入れています様式5 日本人確認書の次の理解でよろしいでしょうか。様式番号順となりますが、様式4-5は3章に含まれますため、プロポーザル本文の最後となります。番号順の解釈につきまして、ご教示いただけますと幸いです。	ご記載のとおりで構いません。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-25	10月の改訂で、2章の作業計畫のページ数上限が細かく設定されています。作業計畫A4サイズ1ページでは細かく不可以てしまうこともあります。A3に拡大するなどもしため上限2ページとしていたのですが。そもそも、作業計畫の場合は項目ごとの細かなページ設定は不要で、以前の通り「見切らなければいい」となっています。 また、2章の業務実施の基本方針について「コサインの皆様へのご負担を考慮する」とページ数上限を変更する予定はないとのことでいたが、配点に対するページ数が少ないと思います。ページ数上限を増やしていただきたいです。	今回のページ数の上限設定は、各項目に適応した提案を頂きたいという趣旨で今般改定したものです。 当面は現行のページ設定で進めたく、ご理解頂けますようお願いいたします。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-26	①プロポーザル作成ガイドラインp.13の脚注2にて「文字数の超過の和が、3行(135文字)以下の場合には超過とはみなしません。」とありますが、これは1頁あたりの文字数の超過についてでどうか、あるいは、プロポーザル全体についてでどうか。 ②プロポーザル作成ガイドラインp.30_2_留意事項(1)にて「上限のカウントの対象は、本文及び脚注とします。表、グラフ、写真、フローチャート等が挿入された場合、当該部分については、1行の文字数及び行数のカウントの対象外とします。」とあります。表や図等が行内に挿入された場合、その行は文字数・行数のカウント対象外とします。	①脚注で「文字数の超過の和が3行以下の場合」と記載しているとおり、プロポーザル全体についてとなります。 ②行の途中から表や図を挿入された場合には、文字数・行数の対象内です。(文字数・行数をカウントします)	/
2.技術評価・業務実施上の条件	12プロポーザルの体裁等	2-12-27	プロポーザル作成ガイドラインP.4には 「他の文献の内容を利用した場合には、その出典・引用元を明らかにし別紙にとりまとめください」とあります。 「出典・引用元を記載した別紙については、記載分量のカウントの対象外とします」 他方、P.30には、「(字数・行数)の上限のカウントの対象は、本文及び脚注とします」と書かれています。 つまり、前者の「出典・引用元を記載した別紙については、記載分量のカウントの対象外とします」 後者の「脚注」は字数・行数のカウント対象となることですが、 「出典・引用元」は「脚注」とは違うので何を意味するのでしょうか。	脚注は、本文を補強するために説明しておく必要があると思われる場合や用語解説や補足説明等に利用されることを想定しています。他の文献の内容を利用した場合には、プロポーザル作成ガイドラインP.4の記載内容に沿ってご対応ください。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	13 証明書の添付	2-13-1	認定や資格の証明書について。この添付が必要なもの改めてリストアップしていただきたい。 (ISO9001リーズ認定証、ワークフローバランスに関するもの1点、外国籍人材の日本語資格が必要、との理解でよいですか?)	第1章 法人としての経験、能力に賛同する認定書等は写しの添付をお願いします。 第3章の評議会対象業務実施の評議会に出席する語学の認定書や人質格等の認定証等は不要です。 ワークフローバランスについては、別添資料13に記載の通り「WLB 関連の評議基準について条件を満たしている場合、一律1点を枠内にて評議します。」	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14 単独型への適用	2-14-2	業務従事者の資格等の写し添付は語学以外も不採用という点について、 単独型でも、同様にて証明書等の添付不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14 単独型への適用	2-14-3	単独型でも、証明書等の添付は不要といふ理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです	/
2.技術評価・業務実施上の条件	14単独型への適用	2-14-8	コンサルタント等契約件数公示(業務実施契約(単独型))の応募について、 「コサインツール等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」にありますと、P.39の「別添資料11」の中に以下の記載がございます。 3.業務従事者にかかる制限等 (2)業務期間重複案件への同一業務従事者による複数応募の特例 (2)簡易プロポーザルの提出期限が同日である複数の案件に、同一の業務従事者を配置して応募することは、複数の案件で優先契約交渉権者となる可能性が出てくるため、認められません。 この度、昨日公示になった、2つに弊社では同一業務従事者が応募を検討しています。両案件とも、同日がプロポーザルの提出期限です。 他方、現地業務期間は重複ではありません。 国際業務等、AB道筋後の業務実施(5日間)とB国渡航前の準備業務(5日間)が6月上旬～7月上旬で実施することになりました。時は重なるものの、この2件以外の從事案件もないため、両案件5日間ずつ、計10日間の業務をその時期に実施する、これは可能で、調整可能な範囲で考えております。 それとも、国内業務期間が多少異なるため(調整は可能で計10日の確保はできますが)、両方への応募は不可でしょうか?	プロポーザルガイドラインP.40の次の記載とおりです。 「簡易プロポーザルの提出期限が同日である複数の案件に、同一の業務従事者を配置して応募するこは、複数の案件で優先契約交渉権者となる可能性が出てくるため、認められません。」	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
4. QCBスランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-2	「一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)」「QCBスランプサム型」と「一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)」の違いについて問題ないのでしょうか。同契約方式の見積書の入札額面ではフライクラスとハイクラスの着者側の見積額はどちらが低いのでしょうか。	ご理解のとおりです。ランプサム契約ですので、フライクラスは競争参加者の裁量で決めていただっこことで、問題ありません。	/
4. QCBスランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-5	QCBスランプサム契約(総合評価落札方式)案件では価格面の競争を視野に入れて見積書を作成(応札)する必要があります。そこでは札額を決める際に、報酬単価+直接経費の合算、数量を変更して価格を下げる方法ではなく、小計(報酬+直接経費)から一定数をディスクOUNTした金額(内訳書にディスクOUNT記載)にて応札することは可能でしょうか? 例)100(報酬+直接経費)-20(ディスクOUNT)=80(応札額)	応札の時にはご記載の方法で構いません。なお、契約交渉にて、契約附属書Ⅲ及び口号打合簿に添付する契約金額詳細内訳での記載についてご相談させていただきます。	/
4. QCBスランプサム化	02ランプサム契約における見積	4-02-6	「ランプサム契約の場合、要員計画および作業計画等の3つ作成は不要」とのことですが、その場合、「2.業務の実施方針等(2)要員計画/作業計画等」では、業務從事者の専門性、経験などは勘案されず、作業計画および実施体制のみが評価の対象となるという理解でよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。	/
4. QCBスランプサム化	03ランプサム契約における契約交渉	4-03-1	9/29説明会スライド33「QCBスランプサムの概要」にて、契約交渉を行わないとの説明がありました。これは契約金額についての契約交渉は行わないということ理解でよろしいでしょうか?	ご理解の通りです。金額に含まれる業務の内容や支払計画については契約交渉にて確認致します。	/
4. QCBスランプサム化	03ランプサム契約における契約交渉	4-03-2	理処理ガイドライン(2023年10月版)の4P(3)支払いに係る確認事項内の進捗割合(%)「部分払を行う場合は、契約交渉にて中間成果品(報告書等)及び提出時期を確認し、それまでの業務の進捗割合(%)を決めて打合簿に明記します」にござります。 契約交渉前に弊社で自安金額を算出しておく必要があると理解しておりますが、どのように算出すれば宜しいのでしょうか? もしくは、契約交渉前に弊社で自安を算出する必要はない、交渉時に両者で確認後に算出するという理解でしょうか? また、打合簿に明記とござますが、こちらは0号打合簿のことを差しているという理解でよろしいでしょうか?	双方で「想定される」進捗度合に応じた金額を算出してください。 (例えは、人月の消化度合、支出見込みなど) また、0号打合簿の別添の支払計画に記載ください。	/
4. QCBスランプサム化	04ランプサム契約における契約管理	4-04-1	連携範囲は以下の理解でよろしいでしょうか? (5)コラボルタント委託契約におけるQCBスランプサム化 うち、1~6.(9/29説明会スライド32~36)「QCBスランプサム化アーケット契約回答書:従来型企画競争案件の現地業務期間中、夜間にランプサム案件を(国内業務として)実施する場合は:旅費控除+打合簿不要。 この2点から現地業務期間中、貴機構ランプサム契約にかかる業務であれば同日に兼務可能であり、貴機構ランプサム契約以外また他クライアント契約の業務については、兼務不可という整理になりますでしょうか?	ご理解の通りです。	/
4. QCBスランプサム化	04ランプサム契約における契約管理	4-04-2	今般改定された契約管理ガイドラインおよび、今年9月実施のQCBスランプサム契約化導入に係るアンケートを改めて確認しまして、下記お尋ねいたしました。 ・新契約管理ガイドライン:P.11に「ランプサム契約においてはダブルアサインが可能と記載有 ・QCBスランプサム化アーケット契約回答書:従来型企画競争案件の現地業務期間中、夜間にランプサム案件を(国内業務として)実施する場合は:旅費控除+打合簿不要。 この2点から現地業務期間中、貴機構ランプサム契約にかかる業務であれば同日に兼務可能であり、貴機構ランプサム契約以外また他クライアント契約の業務については、兼務不可という整理になりますでしょうか?	QCBスランプサムは成果管理となり、業務從事者の投入管理は行いませんので、現地業務期間中の兼務業務については、貴社の責任においてご判断ください。	/
4. QCBスランプサム化	04ランプサム契約における契約管理	4-04-3	経理処理ガイドラインの4.2の最終行の2行目に③価格競争時に価額から値引きがあるのは、その値引き率をそのまま契約額に適用します。)とあります。しかし、上限額の割で応札し、受注した場合に変更契約額は、横上額の8割になるという理解でありますでしょうか?もし、そうした場合に、QCBスランプサム契約で変更契約が想定される場合は? 場合というものは、公示時点では予見できない新たな業務やITORが発生した場合と思います。にもかかわらず既存契約額の割引率が適用されるというのが理解です質問をしております。	いいえ、上限額の8割で応札し、受注した場合に変更契約額は、横上額の8割になるとということではありません。値引き率は、次期契約の横上額には適用いたしません。	/
4. QCBスランプサム化	04ランプサム契約における契約管理	4-04-5	QCBスランプサム方式ですが、契約額=精算額になることでの計算不要、数量確認は不要と理解しています。しかし、契約時の打合簿には「契約額詳細内訳書」の添付が必要とあります。「契約額詳細内訳書」による程度詳細内訳を示す必要がございます。全ての項目の単価×数量が必要であります。あるいは、特殊人件費一式いくら等の大きな内訳でもよいでしょうか?	万が一の契約変更時に、合意形成しやすくなるために内訳をご提出いただいている。契約によって固い事情があるとおもいますが、項目や詳細度合いは個別に決定します。ゼロ打合簿作成の際に契約担当部署にご相談ください。	/
4. QCBスランプサム化	05ランプサム契約における精算	4-05-1	9/29説明会スライド66「為替変動や航空運賃の価格上昇による影響」について、QCBスラン案件では航空貨物は原則合意単価ですが、価格の上昇により合意単価を超えた場合は実費精算として費用開支用で対応可ということでしょうか?	9/29説明会スライド66は従来型企画競争についての説明となり、合意単価を用いているQCBスランに適用されるものではございません。	/
5. 上限額の本格導入	01上限額の提示	5-01-1	上限額の提示で業務内容を考えやすくなったり、価格評価の観点から、上限価格の8割を狙って出すのが実態とあります。	上限額の8割を狙って委嘱した提案とされることを防ぐため、上限の中でできるだけよい提案をいただけるよう、技術評議の方に点数の重みを持たせ、メリハリをつけるようにしました。価格点を過度に意識することなく、上限額内でよりよい提案を行っていただき、上限額を超える場合には別提案別見積で出していただければと考えております。	/
5. 上限額の本格導入	01上限額の提示	5-01-2	<上記5-01-1への更問> 上限額を超えるわけではないが仕様書案に対して追加の提案があり、当該提案をプロポーザル評価の対象になることを求めない場合に、当該提案を別提案・別見積とすることは可能でしょうか? 5-01-1での機構の回答から、価格点を過度に意識せず上限額内でよりよい提案を求めていると認識いたします。しかし、企画競争入札で価格競争が競争した場合は入札価格を結果に直結いたしましたため、上限額内と言えどもより競争力のある価格を提示する必要があると考えており、上記質問をする次第です。	可能ですか。価格点を過度に意識せずに上限額内でよりよい提案を求められているは、ご理解のとおりです。上限額を超える範囲でどのような提案をするかは応募者のご判断にお任せします。	/
5. 上限額の本格導入	01上限額の提示	5-01-3	昨年10月において、見積書作成に係る留意事項に変更がありましたが、その件で質問があります。	特記仕様書案にて弊機構が指示する内容に基づき、技術提案をし、これに要する費用の見積りの上限が、「上限額の算定です。指示する内容以上の提案をいたぐる場合には、別枠での提案と、それに伴う費用見積りも別見積として提出いただくことになります。 従いまして、特記仕様書案に記載されている業務内容については、上限額に収まるように提案ください。特記仕様書案に記載しない業務内容を提案する場合は別提案とし、その提案と共に係る経費を別見積としてセパレートで提出頂くことになります。 よって、別提案に基づいていない場合、「一般業務費」の分だけを取り出して別見積とすることは出来ません。	/
6. 相談窓口の設置／調達改革全般	01一般	6-01-1	上限額の提示について、公示案に基づいた入月・渡航で計画すると公示に記載の上限額を大幅に超えることがあります。上限額の発注者側の算出・設定についても、10月以降の相談窓口でお伺いすることは可能でしょうか?	相談窓口では、このような内容は対象外になります。公示時の質問にてご質問ください。	/
6. 相談窓口の設置／調達改革全般	01一般	6-01-2	要が五ヶ月目になってしまった、気づいたら各種ガイドラインがおかれで通知されてしまふ更新している。改訂されたガイドラインの間の整合性が取れていなければ、機構の担当者だけでなく、私たちカントリートークンは度々の変遷に追いつけていけます。特に問題が生じ、打合簿の入り交換で契約変更手続きの際に更新情報の確認に時間を要するところもあり、負担が大きくなりると感じています。速な改訂や標準化の動きにはもちろん賛成しております。他方、関係者の負担が最小限にこだわるために、ガイドラインや制度変更を半期に一度(10月と4月)やせめて4半期に一度などあらかじめ切替つていたいなどは難いものでしょうか?	ご意見ありがとうございます。現状、2023年10月の変更に対して、ご指摘をいたしているところであり、誤りや不明確な点は早期に是正すべきと考え、順次補正しているところです。今後は改定頻度や案についてわかりやすくなるよう留意して行きたいと考えています。	/
6. 相談窓口の設置／調達改革全般	01一般	6-01-3	コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン掲載されている様式8の請求書について。 様式8の請求書は「契約複数回の研修を想定しての請求書ですが、現在弊社で実施中の研修契約は研修1回のみの契約です。HPPならびに各様式は削除されているのですが、金額が超過した分の業務の内容を別に取り出して、その内容の提案とそれに係る経費の見積りを合わせて、別途提案しなければならないということでしょうか。 例えば、費用の「一般業務費」の分だけを取り出して、別見積として提出することは可能でしょうか?	こちらのページにある https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/payment.html 様式4-1をお使いください。	/
6. 相談窓口の設置／調達改革全般	01一般	6-01-4	電子契約書の本格導入について (https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/161588547198.html) で「電子契約書導入にあたり、一部契約条項が変更(加筆)となります」とあります が、契約的このように条項が変更(加筆)にならなければ交渉いただけますか?	契約書ひな形の第1条(契約書の構成)のなお書き、及び最後の文言に、電子契約書固有の加筆をしました。	/
6. 相談窓口の設置／調達改革全般	01一般	6-01-5	本ページでお伺いするのは適切ではないかも知れませんが、ガイドライン改正明確会への参加についてお伺いします。 貴HPを拝見する中で、今回ガイドラインの重要な改定に関する説明会が開かれ、説明資料が配付されていることを知りました。当団体は現在、貴機構から2件の準備調査案件を受託しておりますので、ガイドラインの改定等に深い関心を持っております。 昨年10月の改定の際も同じように思ったのですが、こういう説明会への参加は、特別の会社にのみ許されているのでしょうか? 例は、特定の団体に加入していない場合には、事前説明会への参加、事前情報の入手の機会は無いかどうでしょうか? ご教示いただければ、幸いです。宜しくお願いします。	コンサルタント等契約に係る導入施策・ガイドライン改定等に関連する説明会のご案内は、弊機構ウェブサイトトポリソリューション>JICAについて>調達情報>お知らせにてご関心のあるすべての企業・団体向けにご覧いただけます。 https://www.jica.go.jp/about/announce/information/index.html	/
6. 相談窓口の設置／調達改革全般	02連絡先	6-02-1	JICA及びECFAの相談メールアドレスにつきまして、@の前は「keiyaku sodan」(keiyakuとsodanの間はアンドマーク)でどうか、それとも「keiyaku sodan」(同スペース)でどうか。(PPTではメールアドレスに下線が引かれており、どちらかわからせんでした)	「アンドマーク」となります。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-1	以下について、相談はするが合せ算の縮約日付以降有効、という運用はなく、あくまで相談という理解でよいでしょうか? 業務実務者／副業務実務者の人月変更 ・大費目間の流用(報酬+直接経費)	ご理解のとおりです。 業務実務者の配置は受注者の裁量としますが、監督職員も「裁量の乱用」がないか監督していますので、事前に報告していただっこことで、両者の意思疎通を円滑にするとの趣旨です。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-3	■同様式には「大費目間での流用(報酬+直接経費)」を記載する箇所が見当たらないが、他に必要な様式はありますでしょうか?	大費目間での流用につましても、契約金額の範囲内であれば受注者裁量となりますので様式等の作成は不要になります。なお、月報にて監督職員が業務実務者の配置計画や業務の進捗を確認し、「裁量権の乱用」は認めませんので、監督職員が大費目間での増減に影響する場合は、「業務実務者」と協議します。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-4	受注者の裁量の一つとして総人月の増加が挙げられています。念のための確認ですが、契約金額の増がない限り、大項目間(直接経費+報酬)の振替および主任者・副主任者の場合人月の変更について、監督職員に事前説明しあげることで、受注者はより総人月を増加させることができる契約変更の必要はないという理解でよろしいでしょうか? また、これは2023年10月以前に契約締結された既往案件にも適用されるという理解でよろしいでしょうか?	2023年10月以前に契約締結された既往案件にも適用されますが、現地再委託費、旅費(航空料)は契約金額を超えても算算可としている契約である場合は、この2つの費目にかかる費目間流用は不可となります(ガイドラインp84参照)。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-5	<上記7-01-1, 7-01-4への更問> 今回の制度変更以前には、人月の増加(契約総額の範囲内)の合せ算を希望していましたが、その後の報告では認められないことで不向きとなったものがありました。	事後報告という理由で人月増加の合せ算が却下されたものについて、10月以降の制度変更後は事前報告は不要となり受注者裁量で可になります。その旨組織内にも徹底いたします。	/
7. 契約管理ガイドライン	01受注者裁量範囲	7-01-6	要員人の人月振替、下位階級付から上位階級付の人月振替によって生じた報酬の増額も、契約金額総額の範囲内であれば他費目から流用可 ということでよろしいでしょうか?	ご理解のとおりです。ただし、契約管理ガイドライン(P26)によると「大項目間(報酬+直接経費)の費目間流用が発生する場合には、監督職員に事前に説明をしてください。」、「発注者が期待される業務の実務の質が確保できる体制」であることが前提となり、「発注者が期待する質が大費目間での人月の増加が妥当であることが理解できる」と説明を致します。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-1	給与水準の直接確認による格付定を行なう場合について、残業代、賞与を考慮しない理由は何かですか？ 会計上、資料に示された項目に基づいて、残業代、賞与を含めたものの直接人件費と考えます。また、算出は3ヶ月ではなく、賞与を含めた年1回の支払い金額から月当たりの給与水準を算定するのか要当と考りますが、3ヶ月とした理由は何かですか？	JICAのコンサルタントの単価は、国交省の単価を準用しております。国交省では、定期的に調査を行っており、残業代を除いた形で計算しているため、その設定の根拠に準じた形としました。また、1ヶ月だけ単価が上がると、どういった特殊事情に左右されないよう、単月のみだけでなく、3か月間確認させていただく形にしました。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-2	(1)P.48 (17)のダイバーシティ枠に活用における格付認定においては、P.10別添資料2を準用するとして、格付認定確認書の提出は必要ですか？ (2)業務従事者の格付の目安にに基づく格付認定にのみ、P.27 業務従事予定者登録書に記載する「ラボ・ガーディアン」の様式 4-5(その1)(評価対象業務従事者登録証書)を提出するのでしょうか？	(1)格付認定確認書の提出は必要です。ダイバーシティ枠に限らず、新規に業務従事者を配置する場合は契約管理ガイドラインの7.2(5)新規配置業務従事予定者の報告/確認に沿って対応ください。なお、2-4-3点におりダーバーシティ枠の考え方は今回の改定でなくなりました。 (2)ご理解のとおりです。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-3	格付けの認定について 13)当該格付け方法について10/23に質問した際、給与水準にあると判断される、という格付認定基準に関し、なぜ3ヶ月、かつ賞与や残業代を含めず給与と水準を確認するのか。	JICAのコンサルタントの直接人件費単価は、国交省の単価を準用しています。国交省では、定期的に調査を行っており、残業代を除いた形で計算しているため、その設定の根拠に準じた形とされています。また、1ヶ月だけ月賃が上がった、というような特殊事情に左右されないよう、単月のみだけでなく、3か月間確認させていただく形にしました。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-4	等級格付け方法について10/23に質問した際、給与水準の算出において賞与と残業代は国交省の単価に含まれないため考慮していないとの回答でしたが、国土交通省の単価規定を確認したところ、単価には以下が含まれており、昨日の説明も一致します。単価には賞与相当額、退職金積立、労災保険、児童手当が含まれます。また、単価は所定労働時間内8時間当たりで計算されていますので、所定労働時間が8時間未満については8時間換算する必要もあるかと思います。昨日のJICA説明資料の算出方法では給与水準が過小評価となって相当等級が下がりますので、計算方法について再検討をして顶ければ存じます。	承知いたしました。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-5	国交省の単価の説明資料について以下(資料3)には、賞与相当額を含む、時間外等の「割増賃金」は含まれない(=割増分以外は含む)と記載されています。参考まで https://www.mlit.go.jp/ctec/content_001587145.pdf	検討させていただきます。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-6	格付け認定のうち、23日の説明会でも質問があった、給与水準について。残業代や賞与については考慮しない、それは国交省の単価の算定基準に合わせたもの、という説明が23日ありましたが、国交省の単価設定でも賞与相当額のようなもののが含まれていたと思うので、今一度ご確認いただければと思っております。 >割増分は含めないと記載されている。賞与については、ある程度実績主義的なものがあり、そのような形をとっているのが現状。賞与の出し方があれいろある。	国交省については、残業代は含まれません、というのは明確に記載されています。 賞与について、国交省では確かに算入されていますが、JICAでは、これまでのガイドラインでも、発注者・受託者のお互いになる要素で賞与を認定しやすいように、今までに入れずして確認する形にさせていただいており、ほとんどこの方法で確認できると思っております。賞与を算入することで格付の単価が逆算する手数は少ないと思いますので、簡便性で算入のみで判断したいと考えております。もし賞与があると逆算するという事例がございましたら、意見交換をさせていただき、その時点で検討してまいりたいとも思います。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-7	格付認定について、新しく3つの観点から認定する旨の説明がありましたが、このうちの①「過去にJICA事業で同等の実績がある」、②評価の観点について、公示では3号だったが、年次で評価されて年数が足りないので4号で契約したという事例では、当該従事者の号数は3号と記載できるのでしょうか。	契約に規定する業務が実施できるのであれば、公示時点の格付けで契約します。これまで、経験年数が足りない時の格付を低めて契約することはありませんでしたが、今後は、選定後にプロポーザルに記載されていた号数により格付を下げて契約するということはなくなります。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-8	<上記7-20-6回答への更問> 「今後は選定後にプロポーザルに記載されていた号数より格付を下げて契約するということはなくなります。」とあります、格付認定確認書の提出があります。それでも先ず「下がる」ということはないということですね。	格付の設定についてはプロポーザル作成ガイドラインに記載の業務の難易度と齟齬がなければ、ご提案通りの格付とします。また、格付認定に記載された号数よりも認定する形で確認できますが、これまでのように学年次不足を理由として格付を下げるということはなくなります。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-9	今回の認定方法の「経験・実績等から、必要な技術水準にあると判断される」について、格付認定シートでどのようにアピールすればいいかイメージが湧きません。4号がどこまで積みあがたら3号にするという明確な基準はあるのでしょうか。	プロポーザル作成ガイドライン別添資料5、格付基準に目標の業績の観点の、これに相当するところを定性的に記載いただき、その格付基準を満たすと、第三者が説得し得るような記載をいただければ結構です。 ①「JICA事業(同様等)以上の格付けの実績がある」に比べて、より幅広い経験を有し、4号業務を行いつつも3号業務に相当する内容を実績的に示しているような記載をいただく等、格付基準を満たしていくと認めるようにしていただければ結構です。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-10	業務従事者の格付けの根拠書類について、給与明細を企画提案書へ添付して提出するのは個人情報として疑問があります。なにか他の提出方法を検討されませんでしょうか。	契約交渉の段階で個別にご提出いただくような形などで、受け取り方を工夫させていただきます。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-11	未確定従事予定者が契約締結(=契約金額確定)後に確定し、確定業務従事者の格付けを当初契約締結時より上げる(特に伴い航空券クラスを上げること)可能ですか？ また、もし可能の場合、旅費(航空費)がエコノミーで計上していた分からビジネスに上がると思いますが、その場合、契約変更となるのでしょうか。 新ガイドラインでは、旅費(航空費)も費用目開用の対象となっており、今までのガイドラインのように航空費のみ契約金額を超えた精算を認めるわけではなくたのでお問い合わせします。	ご質問の趣旨は、契約締結時点では具体的な人は未確定であるが、その時点で想定される格付を契約を締結している業務従事者について、業務従事者が確定した際に契約の格付を上げ、航空クラスも上げることが可能かどうか、とのことです理解いたしました。この場合、格付については、あくまでも業務に基づくものであり、契約の格付の変更を認められません(例)業務に基づく格付が3号の場合、業務従事者が2号の業務を実施できる能力をお持ちたとして格付は3号になります)。契約管理ガイドライン(P22)では、「契約締結時に未確定であった業務従事者については、業務従事者が確定した場合、その格付は、契約交渉時に確定した格付けを超えることはできません(契約を複数回の間に分けて締結する場合でも、締結する契約において、格付を上げることはできません)」としています。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-12	第2章(1)(2)に間にて、評価対象以外の業務従事予定者について、経験書を提出する必要はないものと理解していますが、正しいでしょうか。なお、(5)新規配置業務従事予定者の報告/確認では、業務従事予定者登録書の提出を求められていますが、これは、業務従事者の変更または契約時未確定のものとの理解しています。	プロポーザル提出に評価対象以外の業務従事予定者について、経験書を提出する必要はありません。他人業務従事者の格付認定にあたっては、契約交渉時もあって契約実施中でもある、新規に配置する業務従事予定者については、同じ手続きで、経験書を提出してください。「(2)業務従事予定者の格付認定等(P27)に記載のあるとおり、契約交渉時も格付認定が必要であり、「(5)新規配置業務従事予定者の報告/確認」を参照とすると記載しています。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-14	弊社では来込公示予定の案件への応札を考えおり、業務従事者の格付に係る下記の 様式2-2:給与と水準確認書についてご教示くださいと連絡させていただきました。 https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.jica.go.jp%2Fa bout%2Fannounce%2Fmanual%2Fguideline%2Fconsultant%2FicsFiles%2Faffieldfile%2F2023%2F11%2F01%2F23112-1_z-2.xls&wdOrigin=BROWSELINK	・「時間外手当(割増賃金を除く)」及び「諸手当(注3)」について、いずれもご理解のとおりです。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-15	初歩的な質問かもしまして大変恐縮ですが、下記2点についてご教示いただけますと幸いです。 ・その他(注5)のうち、「時間外手当(割増賃金を除く)」について。 弊社は裁量労働制を採用しております。時間外手当は、①毎日一定ののみなら、残業分にあたる時間外手当(固定額)、②他の日に土曜日や深夜等日々勤務した場合に支給される割増賃金の大きさで分けて2種類がございます。その他(注5)の時間外手当(割増賃金を除く)にJCIは含まれるという理解がよろしいでしょうか。 ・諸手当(注3)について。 給与と明細書における手当(役職手当、賃料手当、通勤手当、家族手当、扶養手当等)に、家賃補助(住居手当)は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「業務主任者/副業務主任者以外の業務従事者の人選・配置の変更は、受注者の裁量です。これは、誰を業務従事者に選ぶかという「人選」と、その業務従事者をどう配置するかという「配置」の2つは、受注者の裁量であるということです。一方、受注者が「人選」した業務従事者の格付は、受注者の裁量事項ではなく、監督職員の承認事項ですので、格付承認のために打合簿が必要です。この打合簿は、受注者の「人選」と「配置」を、監督職員が確認・承認するもので、必要な打合簿です。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-16	ガイドライン15ページの表2-2では、以下のように分類されていると理解しています。 1段目:契約変更の必要な事案 2段目:打合簿による必要な事案 3段目:受注者の裁量によるため、打合簿も不要(月報で報告)	3段目の業務従事者の列に記載の業務主任者(副業務主任者以外の業務従事者の人選・配置の変更)は、受注者の裁量にならっているので、委嘱にかかる打合簿は不要であると理解いたしましたが、打合簿事例(事例23)には、「業務主任者(副業務主任者)が業務主任者以外の業務従事者に対する」という事例が掲載されています。 また、ガイドライン本文では、新規配置の業務従事者は、格付けの受け付ける範囲にあたる場合に、打合簿が必要な場合です。業務従事者の裁量による変更は、従事者名簿を更新し監督職員が格付けを確認する、とあります。月報で確認が打合簿が必要な記載されています。 格付け認定を伴わない変更の場合、打合簿も必要なか重要なのか、ご教示いただけますでしょうか。 また、表2-1C記載の受注者の裁量の範囲(打合簿不要の人選・配置の変更)は、具体的にどのような状況を想定されているのか、理解・誤りがあるかお指摘いただけますでしょうか。 次回のガイドラインの修正時に、もう少し分かりやすく記載いただき重ねてお願い申し上げます。	「業務主任者/副業務主任者以外の業務従事者の人選・配置の変更は、受注者の裁量です。これは、誰を業務従事者に選ぶかという「人選」と、その業務従事者をどう配置するかという「配置」の2つは、受注者の裁量であるということです。一方、受注者が「人選」した業務従事者の格付は、受注者の裁量事項ではなく、監督職員の承認事項ですので、格付承認のために打合簿が必要です。この打合簿は、受注者の「人選」と「配置」を、監督職員が確認・承認するものではなく、格付承認のために必要な打合簿です。	/
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-17	<以下に質問ではなく意見です> 契約管理業務の権限の記載についての更問です。 新規の格付け認定が伴わない(5号以下)の業務従事者の人選・配置の変更については、受注者裁量である為、打合簿は不要である、との理解でした。 さて、業務従事者の裁量減少(月報)によって定めた担当者の割合(例)についても、人選・配置の変更による他の従事者が対応する等、業務従事者の裁量による変更はない場合、打合簿は不要というようでしょうか。(例えば、10人の業務従事者の配置を予定したことと8人に人選・配置がなったケース)である場合、その報告は月報での記載でよろしいでしょうか。 貰った件の場合は、ラグタイムではなく、実行の実績精算案件です。	ご理解の通り、業務従事者の減少については、打合簿は不要です。	/	
7. 契約管理ガイドライン	20業務従事予定者の格付認定	7-20-17	新規配置業務従事予定者の報告の打合簿について、認定不要な団員(5号以下)の追加時に関わる手続きについて確認させて下さい。 10-2更新の質問/回答の質問番号:7-20-15のご回答では「5号以下の業務従事者については、格付認定を行いません。打合簿は不要ではありません」とあります。5号以下の団員を追加した際に、原則担当者より格付認定は不要であっても、業務従事者名簿への追加は必要であると教示頂きました。 上記質問/回答文のコメントと実際の手続が異なったため、どちらか正しいのでしょうか。 ・打合簿は不要などの場合(団員(5号以下)を配置した場合) ・打合簿は不要などの場合(団員(5号以下)を配置した場合) ・打合簿は不要の団員(5号以下)を配置した場合	格付け認定不要な団員を配置した場合、該当変更のみのために打合簿を交わす必要はありませんが、月報等の提出の際に合わせて、変更後の業務従事者名簿の共有をお願いします。	/	
7. 契約管理ガイドライン	21打合簿の様式	7-21-1	契約管理ガイドラインP23:打合簿についての説明ですが、記載は必須でしょうか。打合簿がワードからエクセルになったのは何理由がありますでしょうか。	2024年導入予定のシステム(事業・契約管理プラットフォーム)では打合簿をWeb上で作成・確認・承認のため、将来的に読み込み用フォーマットとしての役割を持たせエクセル化しました。また、標準化した文言の選択や、閲覧による制御等で記載ぶりを抑え、変更や修正ができるよう作成しております。	/	
7. 契約管理ガイドライン	21打合簿の様式	7-21-2	新式について①打合簿番号について、ガイドラインでは「打合簿の管理を容易にするため、通し番号を記載します」との説明ですが、記載は必須でしょうか。番号をつけていない場合(日付等で管理)は未記入のままでよいでしょうか。 ②金額の記載欄について、プロセスの見積額(定額形状ではなかった)実際の契約額の差額の記載でよろしかったでしょうか。	①未記入のままで可ですが、今後の管理のため、これからでも連番の作成をお勧めします。 ②差額を記載ください。	/	
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目開用)	7-23-1	現在履行中のQCBS案件については、現地再委託費の費目開用は対象外、企画競争案件については、現地再委託・航空賃貸とともに対象となる、という事でしょうか。	ご理解のとおりです。	/	
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目開用)	7-23-2	実施中の実費精算案件(技術協力プロジェクトなど)についても、11月から費目開用(例えば、一般業務費から報酬への流用)が受注者の裁量になるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。	/	

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映	
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-3	10/23説明会スライド74にて「現地再委託費、旅費(航空費)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費目間流用の対象外とします。なお、維続契約で改正後の契約書面形を適用する案件についてもこの限りではありませんが、改めてその説明がありましたか？」	ご理解の通りです。	/	
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-4	契約管理ガイドライン(2023年10月)P.84及び経費処理ガイドライン(2023年10月)P.14の備考11)に、「2023年10月以前の公示案件については、再委託費、旅費(航空費)については、契約に準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費目間流用の対象外とします」との記載があります。	基本的にはご理解の通りですが、費目間流用で再委託費や航空費の超過分に対応できる場合は、まずは費目間流用にてご対応ください。そのうえで、費目間流用では対応できず契約金額を超過してしまう場合は、打合簿や変更契約なしで契約金額を超える支払いを行います。	/	
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-5	どちらに於いては、改めてその説明がありましたか？」	また、経費処理ガイドライン(2023年10月)P.14、備考11に基づき、「再委託費や旅費(航空費)の超過分により精算可とする場合については、打合簿及び契約変更手続は不要、との理解でよろしいでしょうか？」	/	
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-6	2023年9月30日以前の公示案件についてのご教示いただけますでしょうか？	旅費(航空費)契約金額を超えても精算可としている契約については、航空費は基本的に費目間流用の対象外となります。改めてその説明がありましたか？」	/	
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-7	実施中の案件(2023年10月以前の契約、QCBS、実費精算方式一部合意単価あり)で、現地再委託費から現地渡航追加のための報酬、航空費、日当・宿泊費等への費用流用を検討中です。	現地再委託費、旅費(航空費)契約金額を超えても精算可としている契約については、航空費は原則費目間流用の対象外となります。 ただし、改めてその説明がありましたか？」	/	
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-8	2023年10月改定により、費目間流用の受注者による裁量が拡大されましたが、一部旧の案件では航空費・再委託についても精算可認められることから、裁量拡大のルール変更等であります。(別添資料6-2)、2023年10月以前の公示案件にて適用する場合の留意事項に現地再委託費、旅費(航空費)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費目間流用の対象外とします。という記載があります。	この場合、航空費や再委託費が最後に余ることが確定した場合でも費用流用するためには打合簿が必要なのでしょうか。例えば現地Aへの予定は当初より直しつけた後に、旅費(その他)が数回足りなくなつたことが精算時に判明しました。しかし現地のルートは費目間流用の裁量拡大によって可能だということ理解です。このようなケースで精算時に費用流用するの原資として、余っている航空費・再委託費を使うことはできますでしょうか。もさできない打合簿が必要となると、裁量拡大のルール改正の流れとは反対しているように思います。ご教示いただきたく、よろしくお願ひいたします。	/	
7. 契約管理ガイドライン	23適用範囲(費目間流用)	7-23-9	コロナ関連経費(現地渡航再開に当たっての経費)につきまして、①費目間流用が受注者裁量になくなつて以降も、コロナ関連経費を他の目的で費目間流用することは、原則、認められないとの理解でよろしいでしょうか？	Q1:ご理解のとおりですか。	/	
7. 契約管理ガイドライン	24適用範囲(ランプサム契約)	7-24-1	維続契約に係る適用は全案件という理解でよろしいでしょうか？(試用期間が2024年までのことでしたため)。	Q2:そのようなケースで精算時に流用する際の原資として、余っている航空費・再委託費を使うことはできますでしょうか？	/	
7. 契約管理ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-1	9/29説明会スライド69「2023年9月30日以前の公示案件は、2023年11月から適用する」とありますので、2023年10月頃に打合せを取り交わす場合は、従来通り押+印での取り交わしによるという理解でよろしいでしょうか？	A2:打合簿を取り交わすことにより、今後使用見込みのない航空費・現地再委託費・費目間流用不可としているものの残額を流用することが可能です。	/	
7. 契約管理ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-2	現在実施中の案件について、本ガイドラインの適用開始は11月からと認識しておりますが、打合せ簿や月額のフォームマットなど、11月から全案件一貫して適用する必要がありますでしょうか。担当職員との相談により順次切り替えるという形でも問題ないか確認させていただきたいです。	Q3:もさできない(打合簿が必要)となると、裁量拡大のルール改正の流れとは反対しているように思います。	/	
7. 契約管理ガイドライン	25適用範囲(様式)	7-25-3	また、新ガイドライン適用により、実施中の案件で、例えば、10月までは取り交わしていた連続渡航の打合せ簿も、11月から取り交わす必要ないという理解でよろしいでしょうか？	A3:費目間流用の受注者裁量化は、2023年10月から適用された契約に基づき、受注者が見算もった契約金額の費用流用をさします。したがって、その後の契約書(日程変更)を適用する場合に費用流用されません。日程変更の場合は、該部項目において上記を超えての精算を含んでいため、原規則には費目間流用の停止が付加されます。契約管理が困難となることを回避するため、費用流用に際しては打合簿の事前承認を必須としております。	/	
7. 契約管理ガイドライン	26業務実施契約(単独型)の扱い	7-26-1	単独型については、現在ガイドラインを改定中のことです。現時点では「業務実施契約(単独型)における契約管理ガイドライン(2021年12月)」が適用ということで、その場合、単独型案件が本業務となる場合は、ワードの打合簿を作成という理解で良いでしょうか？	維続契約のランプサム化についてはQCB5方式と総合評価落札方式が対象となりますので、従来型企画競争の契約については維続契約にもランプサム契約とは致しません。	/	
7. 契約管理ガイドライン	26業務実施契約(単独型)の扱い	7-26-3	業務実施契約(単独型)についても、改定時期が明確になりましたら今回の説明会を予定されていますでしょうか？	11月以降から、新制度の適用でご理解をお願いいたします。	/	
7. 契約管理ガイドライン	26業務実施契約(単独型)の扱い	7-26-4	単独型については、現在ガイドラインを改定中のことです。現時点では「業務実施契約(単独型)における契約管理ガイドライン(2021年9月)」が適用ということで、その場合、単独型案件が本業務となるものは全てバーチャルな形式変換を添付するとの認識で問題ないでしょうか？	11月以降に新規に発生するものについては新フォーマットをお願いします。ただし、10月から既に協議しているものについては旧来のフォーマットでも可とさせていただきます。	/	
7. 契約管理ガイドライン	27掲載サイトの表記	7-27-1	JICAの「業務実施契約における契約管理ガイドラインについて」のサイトに、下記のように記載されています。 (6)各種精算の整備、廃止 ③業務從事者に係る緊急連絡網 ・本ガイドラインで様式を提供するではなく、業務從事者に係る緊急連絡網も含めて、関連手続きのWEBサイトにリンクするよう変更。 →「関連手続きのWebサイトにリンクする」とはどういう内容でしょうか？	11月以降に新規に発生するものについては新フォーマットをお願いします。ただし、10月から既に協議しているものについては旧来のフォーマットでも可とさせていただきます。	/	
8. 経理処理ガイドライン	01報酬単価	8-01-1	経理処理ガイドライン、「第1部>II報酬>4.紛争影響国・地域における報酬単価の算加」の中に記載されている「報酬単価を認める紛争影響国・地域」の情報は、Excelなどで公開されておりますでしょうか。	「報酬単価の算加を認める紛争影響国・地域」の情報は、Excelでの公開はありません。公開中のPDF版はコピー可能ですので、適宜ご利用ください。	/	
8. 経理処理ガイドライン	01報酬単価	8-01-2	DX化が求められている事務方で、同書は掲載されている国・地域情報をマスターして管理システム化したいと検討しています。 もし公開が検討されておりましたら、そのサイトの情報などをご教示していただけると幸いでございます。	「 α 」は直接人件費に対する50%です。 直接人経費を「1」と考え、「 α 」を差し引いた(1-a)を「 α 」で割ります($\alpha / (1 - \alpha)$)。 $\alpha = 50\%$ なので計算式に当てはめると1です。結果、その他原価=直接人件費となります。	/	
8. 経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-1	ガイドラインp4(II報酬・2.業務量(業務人月)): (1)現地業務にただし、業務従事者が「居住地及び通勤可能範囲」での業務となる場合は「稼働日20日で1人月」として算定します。 (2)現地業務地勤務地勤務地に「当・宿泊料が計上される場合は現地業務とし、計上されない場合は「稼働日20日で1人月」と取り扱います。「居住地及び通勤可能範囲」ではない業務対象地での業務を行う場合には、日当・宿泊料を計上できます。したがって、「地元業務」(拘束日30日で1人月)といふことになりますが、つまり、海外居住者が居住地及び通勤可能範囲で業務を行う場合は、準備業務とみなすのか？現地業務だが1人月は20日と考えるのか？	「 α 」は経理処理ガイドラインP80に記載の通り、①間接経費+②直接経費として計上されていない直接経費の合計=これが「 α 」です。 また α が分子で、 $1 - \alpha$ が分母ということでご理解の通りです。 一般管理費の積算も上記と同様です。	/	
8. 経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-2	ガイドラインp4(II報酬・2.業務量(業務人月)): (1)現地業務にただし、業務従事者が「居住地及び通勤可能範囲」での業務となる場合は「稼働日20日で1人月」として算定します。 (2)現地業務地勤務地勤務地に「当・宿泊料が計上される場合は現地業務とし、計上されない場合は「稼働日20日で1人月」と取り扱います。「居住地及び通勤可能範囲」ではない業務対象地での業務を行う場合には、日当・宿泊料を計上できます。したがって、「地元業務」(拘束日30日で1人月)といふことになりますが、つまり、海外居住者が居住地及び通勤可能範囲で業務を行う場合は、準備業務とみなすのか？現地業務だが1人月は20日と考えるのか？	海外居住者が居住地及び通勤可能範囲で業務を行う場合は、準備業務として1人月は20日となります。作業計画ですが、人月についても終人月のみとなりますので、「現地作業期間」と「準備作業期間」の区別も不要と致します。 作業内容に合わせて、作業期間を黒表示してください。	/	
8. 経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-3	仮に、月額報酬額6号2,068,000円、2024年4月1日から16日まで業務を行った場合、国外業務・国内業務それぞれにつきまして、以下の計算の仕方で合っておりますでしょうか。	経理処理ガイドラインP4のとおり、人月を先に算出してから、報酬額を算出します。 ①1ヶ月が31日または28日であっても一律30日で算出します。日当・宿泊費は実際の渡航日数に応じて算出します。 ②報酬額は、業務従事者毎の報酬単価(月額)に業務量(業務人月)を乗じて算定・合算します。業務量(業務人月)は、予定業務日数を1月に換算します。この換算は、現地業務においては拘束日(本邦出発日から拘束日まで)30日=1人月として、準備業務においては稼働日(業務を行った日)20日=1人月とします。実際の月の稼働日でカウントしておません。例えば、3ヶ月間の間に21日稼働した場合(国内業務)、1.05人月となります。	/	
8. 経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-4	内国業務だった場合(4月1日から16日のうち実働12日) 2,068,000円÷20=103,400円 103,400円×12日=1,240,800円+消費税10%=1,364,880円(当宿泊費は無し) もしくは、16日(拘束日)÷30×2,068,000円=1,096,040円(当宿泊費は別支給) もしくは、16日(拘束日)÷30×2,068,000円≈1,102,933円(小数点第三位を四捨五入)	また、以下につきましてご教示下さい。 ①31日ある月、国外業務拘束日が31日だった場合、人月は1.03となりますでどうか。それとも上限として1.00を超えることはなく、31日稼働したとしても30/30で算出でどうか。また、1.00MMの場合にも、日当・宿泊費は31日分計上でどうか。 ②2月に国外業務を28日(あるいは29日)行った場合、人月は28÷30=0.93(あるいは9÷30=0.97)ではなく、1カ月フル稼働したと考え、1.00となりますでどうか。また、1.00MMの場合にも、日当・宿泊費は28日(あるいは29日)分計上でどうか。 ③内国業務を2日(あるいはそれ以上)稼働した場合で21日分を計上できますか。(1か月20日を超える稼働がそもそも可能でしょうか) ④-1 国外業務で8時間で満たない場合には1拘束日とはみなされない場合もあるのでしょうか。 ④-2 国内業務の場合、4時間の稼働を2日間した場合、1稼働日とする、という理解でしょうか。	具体的な条件を想定しているご質問であれば、契約担当までご相談ください。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	02業務人月	8-02-4	経理処理ガイドラインP4の2. 業務量(業務人月)に、「なお、最小単位は1人日となります。」が追加されました。以前のガイドラインでは業務従事者の実績表(例)にも2.2日という記載がありましたが、考え方が変更になったということでしょうか?	報酬見積時は、ガイドライン記載の通り最小単位は1人日として計算いただくことになります。契約締結後に現地業務と準備業務の振り替えを行う際は、作業量は変わらないため人月は増えません。その結果、準備業務の人月で全体の人月があらうに調整することは生じ得ます。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-1	例えば、以下の文言がある場合は、契約金額を超えても精算可としているために、原則費目間流用の対象外という理解でよろしいでしょうか? (契約の該当部分) 発注者は各自に定める金額の範囲において契約金額を超える確定金額を決定することができる (1)航空賃の増額が生じた場合は、当該航空券の増額分の補填に必要な範囲	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-2	「各フライトの単価を超えてのコストの変更は不可との意味についてもう少しお教しいただけないでしょうか? 例ではC30万円、Y15万円の単価の案件でY15で契約している従事者がそれを利用する場合、15万円を超えない範囲であれば、Yから1に変更するといふ理解でよろしいでしょうか?」	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-3	2023年10月以降のエコノミークラス従事者の会社都合等によるビジネスクラスの利用の精算について、経理処理ガイドライン(14)に契約金額に該当する渡航の航空賃単価を上限とする。一方で03には、正規の理由がある場合、当該変更等と係る費用を費目間流用対象とするところを認める(打合簿の取り交わしは不要、証拠書類附属書に理由を記載のこと)書かれています。	前提として、旅費(航空賃)が、実費精算案件との理解で回答致します。 契約時の渡航経路で座席(エコノミークラス)の確保が困難であった場合、実際の渡航経路の航空賃(エコノミークラス)にて領収書に基づく実費精算となります。この際に契約時の該当する渡航の単価を超える場合は旅費(航空賃)内での調整をしてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-4	<上記8-03-3回答の更問> ガイドラインの14)は、契約金額に該当する渡航の航空賃単価を上限とする。一方で03には、正規の理由がある場合、当該変更等と係る費用を費目間流用対象とするところを認める(打合簿の取り交わしは不要、証拠書類附属書に理由を記載のこと)書かれています。	経理処理ガイドラインに記載のとおり、会社都合や自己都合等によるビジネスクラスや正規運送の利用、渡航経路の変更、航空会社の変更等を行った場合、契約金額内訳書又は契約開始時に理由を記載した上で、該当する渡航の単価を超える場合は旅費(航空賃)内での調整をしてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-5	<上記8-03-3、8-03-4回答の更問> ガイドラインの14)は、経路を直行ならぬ(満席等)で変更した場合の対応 p14)は、エコノミークラス契約者が自社都合でビジネスクラスを利用した場合の対応でその回答をいたしました。また、方のケースが重なる(正規の理由で経路変更し差額を自社負担でビジネスクラス利用)場合は実際の渡航経路のエコノミークラス運賃明細で精算してよろしいか、という質問です。	正当な理由で経路変更し、差額を自社負担でエコノミークラス契約者がビジネスクラス利用した場合におかれても、実際の渡航経路のエコノミークラス運賃明細の提出は不要です。該当する渡航の航空賃単価を上限に精算します。なお、上限を超える場合は、旅費(航空賃)内の調整することは可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-6	旅費(航空賃)の精算について、居住地(満地在)でない国から出発することなし、経由地は契約で記載している経由地を通って本業務地に向う場合、居住地でない国から経由地までの精算は不可と理解しますが、経由地から業務地まで航空賃精算は可能でしょうか?	可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-7	旅費(航空賃)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可としている案件については、費用間流用の対象外とするとご説明がありましたが、「契約金額を超えても精算可としている」か否かは契約書のどの条項に記載されていることが多いでしょうか?	契約書に記載があります。今後契約金額を超える精算を不可とする契約は、契約書本文にて該当する契約書の条項を適用しない旨記載いたします。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-8	今回のガイドライン改訂以前(2023年10月前)に継続している、継続契約の航空賃についてですが、「2023年9月までの公務案件は契約金額を超えての精算が可能な契約(経理処理ガイドラインP14脚注1)とあります。契約管理ガイドラインP4と別添資料6.2には、「旅費(航空賃)は、締結した契約書に準拠し、契約金額を超えても精算可能としている案件については、費用間流用の対象外で、改正後の契約書形態を適用する案件についてはこの限りではありません」とあります。改訂前に契約書形態について、航空賃についての精算が可能な契約との理解でよろしいでしょうか?また、現在飛行機隊長の変更契約のため、打合簿の取扱いを進めています。変更契約の際に、ガイドライン変更に伴う改訂の変更について含めた内容で、変更契約を交換が必要がありますでしょうか? 改訂変更は航空賃の取扱いに大きく影響いたしますため、継続済みの案件につきましては、改訂の変更はしないとの理解でよろしいでしょうか?」	実費精算の案件を前提として回答いたします。契約締結時に改正前の契約書形態を使用している場合は、ご理解の通り航空賃について契約金額を超えての精算が可能な契約となります。 2023年10月以前に契約締結済の案件につきましては、変更契約時も契約締結時の約款が適用されます。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-9	最新の経理処理ガイドライン(2023年10月版)では、従来のように旅費(航空賃)の契約金額を超えての精算が原則不可となり、費目間流用で対応することになります。 (該当記載部分: 山直接経費1、旅費(航空賃)1)4)精算について / ②実費精算方式方式(P13~14)) ただし、脚注1)で旅費(航空賃)については以下の通りです。 ①2023年9月までの公務案件は契約金額を超えての精算が可能な契約であるため費目間流用は対象外の費用となりますが、QCBS(追記許諾書方式)を除く。 ②2023年10月以降の公示案件は契約金額を超えて精算することはできません。 と記載があります。	①契約金額を超えての精算が可能な契約であるかどうかは、締結した契約書に準拠します。継続契約で改正後の契約書形態を適用することを選択した場合は適用しません。(契約管理ガイドラインP84) ②打合簿は不要です。精算の際に証拠書類附属書に理由を記載してください。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-10	現行のQCBSにて旅費(渡航費)は11月以降は渡航回数増加についても受注者裁量にて変更可能になりますでしょうか?	契約金額内でも11月以降は受注者裁量となります(新ガイドライン適用)。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-11	2023年2月に継続している渡航回数の変更については、受注者の裁量となり、回数増加の打合簿の取り交わしは不要、との理解でよろしいでしょうか? また、該当案件は空港費について契約金額を超えての精算が可能な案件でありますため、費目間流用は打合簿が必要と理解できます。変更契約により打合簿による渡航回数を增加了場合の精算については、契約金額内での対応となり、超過分の精算は難しかったと思います。やり手を得て契約金額を超えてしまった場合につきましては、費目間流用の打合簿に対応との理解でよろしくだったでしょうか?	渡航回数の指標・変更については、ご理解の通りで受注者裁量となります。ただし、締結した契約書に準拠し、航空賃について契約金額を超えても精算可としている案件については、費目間流用の対象外となりますが、渡航回数の増加は、原則、契約金額内訳書の航空賃の範囲内で検討してください。ただし、個々の案件の事情により、打合簿で、費目間流用による渡航回数の増加を認める場合がありますので主管部署にご相談ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-12	今回改訂されるまでにコサルタント契約における経理処理ガイドライン(QCBS)式対応版(2020年4月版)が契約書に記載のガイドラインであったため(なお、QCBS案件ではないですがこのガイドラインを参考するうえにHPで記載が有ります)。 渡航回数について、「業務対象国において継続的に他の業務に從事する場合、片道の渡航がなくなった場合は、渡航回数を1.5として算定します。これらの場合、証拠書類の提出は不要とします。」という記載に基づいて渡航回数の算定を把握して下さいました。	今回の10月改訂では、契約管理の点で旅費分担が受注者裁量となりました。 旅費分担時の渡航回数につきましては、考え方は従来と同じく連続渡航は0.5となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-13	2023年8月公示のQCBS案件(ランサム)案件ではございません。につきまして質問がございます。 当該契約は空港費算定額で設定しており、既存の渡航回数を該当案件、便数を算定して旅費分担を予めると同じく算定する場合、便数を算定して空港費算定額で設定する別の業務に従事する場合等、片道の渡航がなくなった場合は、渡航回数を0.5として算定します。この場合、証拠書類の提出は不要とします。」という記載に基づいて渡航回数の算定をするという認識で良いでしょうか?	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-14	2023年10月前に継続したQCBS案件(ランサム)案件ではございません。につきまして質問がございます。 当該契約は空港費算定額で設定しており、既存の渡航回数を該当案件、便数を算定して旅費分担を予めると同じく算定する場合、便数を算定して空港費算定額で設定する別の業務に従事する場合等、片道の渡航がなくなった場合は、渡航回数を0.5として算定します。この場合、証拠書類の提出は不要とします。」という記載に基づいて渡航回数の算定をするという認識で良いでしょうか?	自社負担の渡航は渡航回数には含まれません。また精算時に自社負担の航空券は契約金額に含まれませんので精算対象外となりますが、この他の航空券については精算対象となりますので契約金額を超過した場合においても精算可能となります。 また、自社負担の渡航における日当・宿泊費の計上は渡航回数がカウントされない場合でも契約金額の範囲内であれば計上可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-15	2023年5月に継続したQCBS案件(ランサム)案件ではございません。につきまして質問がございます。 契約渡航回数に自社負担にて運航増とならない場合、この自社負担の渡航は、渡航回数にカウントされませずでしょうか。 また、カウントされない場合、精算時に航空券の契約金額を超過してしまったとしても、全額精算可能となりますでしょうか。同じく運航回数にカウントされない場合、発生する日当・宿泊費の計上は可能でしょうか。現地渡航での日当は、追加ではなく、元々の契約日数となりますため、超過はありません。	実費精算の航空賃についての質問と理解し回答致しました。 宿舎指定料については、原則、精算対象外になります。 ただし、当該搭乗クラスの座席指定料が重要な座席が設定されていない場合は、契約金額の範囲内で精算可能として認めます。 これに該当する場合は、その旨、精算時の証拠書類附属書の備考へ記載してください。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-16	旅費(航空賃)における渡航回数のについては、対象国から中抜けて他国で移った場合の渡航回数のカウントについては、2基車のようカウントとなりますでしょうか。(A国の業務から、Bへ移動)業務、その後A国へ戻り業務を行い帰宿をする場合	本邦移→A国→B国→A国→本邦着の場合の渡航回数 A国1渡航、B国1渡航になります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-17	<上記8-03-12との間の更問> 渡航回数0.5の場合ですが、従事計画・実績表の渡航回数についても同様の考え方での記載でよろしいでしょうか?	ご理解の通り、従事計画・実績表の渡航回数についても、0.5となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-20	<上記8-03-12、8-03-13への更問> 連続渡航回数により旅費を折半した場合、渡航回数は0.5と算定することですが、ビジネスクラスで渡航できる業務従事者がエコノミークラスで渡航した場合も同様0.5と算定して良いでしょうか?連続渡航を予定していましたが、他条件との兼合いで該当する場合、エコノミークラスで渡航しました。 当該契約のガイドラインが改定された後の契約は、契約金額を超えての精算が可能な契約です。	ビジネス、エコノミーにかかわらず他条件と旅費分担するのであれば、渡航回数は0.5となり、旅費分担せず、当該契約からの支出となる場合は、渡航回数は1となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-21	航空賃も費目間流用に係る契約における航空費に関して質問です。渡航地域ごと、各等級ごとにフライクラス別に決まっていますが、P12の2つには「実際のアーナリで所要時間がこれより大幅に異なる場合は、個別に対応します。」と記載があります。 また、逆に、契約上ではエコノミークラス計算しても、フライの所要時間によつてアップグレードすることも可能でしょうか。その場合、精算額が高くなるのでしょうか? 連続渡航を予定していましたが、他条件との兼合いで該当する場合、エコノミークラスで渡航しました。 また、逆に、契約上ではエコノミークラス計算しても、フライの所要時間によつてアップグレードすることも可能でしょうか。その場合、契約金額の増額はせず、全体の予算内で費目間流用等を利用し対応する、ということでしょうか?	クラスの変更は契約金額の範囲内で受注者の裁量で行って構いません。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-22	旅費分担報告書が必要となる自社業務を含む複数案件に従事する渡航において、本業務→自社業務従事後に帰宿する場合、帰宿時のチケットは請求対象とはなりませんが、この場合、Eチケットないしは航空券の半券は不要という理解でよろしいでしょうか? また、逆に、契約上ではエコノミークラス計算しても、Eチケットないしは航空券の半券は提出不要だと教えておりました。 また、Eチケット表示の航空券の場合、ETKTないしは半券の提出は不要という理解でよろしいでしょうか? 従事期間(実績)を表示書類として旅費分担報告書と月報のみとなります。	ご理解のとおり不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-23	<上記8-03-22への更問> 前回の問い合わせで、往復の航空券を請求しない場合はETKTや航空券の半券は提出不要だと教えていただきました。 航空券を請求せざ、かつ本業務従事のみ(中抜けての自社業務または他業務従事を含まない)の渡航においては、日当や宿泊費を請求する為の旅費分担報告書(打合簿)も提出は不要になりますでしょうか? 従事期間は月報には記載されています。	旅費分担にかかる書類提出の必要性は、ご理解の通りです。2023年10月以降は、契約管理ガイドラインを改訂し、旅費分担報告書を提出いただくことになります(打合簿ではありません)。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-24	経理処理ガイドラインP11の1.往路のみ旅費(航空券)を計上できる場合のうち、⑧業務従事者が業務対象国から第3回国への業務→従事する場合(例8)の旅費分担についてお伺いします。 業務対象国への往路の旅費分担は、該当する旅費分担報告書に記載がありますが、分担について2件の場合で合意ができない場合は案件に記載するところが可能でしょうか? また、改定後は合意ができない場合で打合簿の作成が必要でないでしょうか? 2023年10月以降は改定前は旅費分担による報告が合意ができない場合で打合簿の作成が必要でない場合は、改定後は合意ができない場合で打合簿の作成が必要でない場合は、改定後は合意ができない場合で打合簿に沿わない場合は打合簿の作成が必要でないでしょうか。	ガイドラインに記載の通り、復路の旅費(航空賃)を前案件に計上することは原則認められません。 なお、2023年10月以降改定前は旅費分担は打合簿を必要としておりましたが、改定後は打合簿事例集29-1の「旅費の分担に係る報告」を提出することと簡素化しております。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-25	<8-03-5への更問> エコノミークラス対象者がビジネスクラスを利用する場合、精算出来る上限金額は経理処理ガイドラインよりエコノミークラスの契約航空料単価に上限があると理解しております。 8-03-5への回答についても、エコノミークラス対象者がビジネスクラスを利用した際の精算についてご回答頂いておりましたが、最後の「お問い合わせ」以降の回答内容について確認させていただきます。 = <8-03-5へのご回答> 正當な理由で経路変更し、差額を社自負担当でエコノミークラス契約者がビジネスクラスを利用した場合におかれましても、実際の渡航経路のエコノミークラス運賃がビジネスクラスの提出は不要です。該当する渡航の航空料単価を上限に精算します。なお、上限を超える場合は、旅費(航空賃)内での調整することは可能です。 ===== 上記の回答をすと、「なまへ以降より、旅費(航空賃)内で調整できるのであれば、エコノミー対象者がビジネスを使用しても、ビジネス料金とエコノミー航空料単価との差額を精算できる」と読み取れることも出来ますがそのような精算は可能なのでしょうか？	8-03-5については、正当な理由で経路変更し、差額を社自負担当でエコノミークラス契約者がビジネスクラスを利用した場合に限ります。そうでない場合は、ガイドライン14ページにある通り、自己都合等によりクラスを変更した場合は該当する渡航の航空料単価を上限に精算します。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-26	<2024年10月追記版の経理処理ガイドラインより、旅費(航空賃)の発券手数料の上限が削除されましたので、今後は上限を設けないものと理解しております。これは、2024年9月以前の公示案件についても適用されるのでしょうか？	・ご理解の通り発券手数料の上限は撤廃いたしました。適用は2024年10月1日以降出発のフライトからとなります。 ●・ガイドランバのとおり、領収書に内訳が記載されなくても、同領収書にて精算可能といたします。ただ受取者は、様式10に税抜き額で報告いただく必要があります。添付書類や翻訳がなければ、精算をするすめています。今回ガイドライン更新の際に、「内訳を精算願います」の記述は外します。なお、FAQ8-03-19で「内訳の補記欄に記載します」と記載していますが、実際には内訳の補記が無くとも精算可能ですので、こちらも併せて修正します。	●
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-27	8-03-19の回答をふまえお聞きせていたいきます。 領収書に明記されている事項の補記について、一般的に補記が必要な情報は航空券代行会利用者、利用区分、利用日、手数料あたりと想像していますがその理由でよくないでしょうか、航空券などそれ以上の情報をについてもEチケットを読み解いて記載する必要があるのかどうか、精算に最低限必要な情報についてお示致します。	旅費(航空券)の内訳(航空券代、週末・特定曜日料金加算、航空保険料、燃油特別付加運賃、空港税、旅客サービス料等使用料(税抜)、旅客保険料(税抜)、発券手数料(税抜))が領収書や補記で明記されている事がほしいですが、記載が無くても領収書で精算可能とします。なお、内訳記載がない場合でも、税抜き金額で報告頂く必要があります。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-28	経理処理ガイドラインP11をもとに航空券についてお尋ねします。 自家業務での滞在地→ JICA案件業務→ 自家業務での滞在地X としたて経路での渡航料金X ① がんばり切らせて顶きました。ついで居住地からの発着往復料金を上限に 滞在地・業務地・滞在地往復料金の精算対象となるという理解でよろしいでしょうか。 ②また、P12の留意事項に【居住地以外を発着地とする渡航経路の場合】は、その理由を契約と並んで説明する。そもそもは確認書を提出してください。とあります。 進行中案件の場合はどのような資料の提出が必要か、確認書にはどの様式を使えばよいのかをご教示ください。	① ご理解の通りです。例4に該当します。 ② 打合専用事例集の様式29別業務に継続して從事する際の旅費の分担による報告もしくは精算報告書様式の「旅費書類附属書(航空費)」に変更理由を記載して提出してください。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-29	実費精算 旅費(航空賃) 計画単価ビジネスクラス専門家のプレミアムエコノミーの利用は問題ないでしょうか。(デイカウントビジネスクラス及びITは高価のクラスの空きがないため)	プレミアムエコノミーはビジネスよりクラスが下になりますので、問題ありません。	/
8. 経理処理ガイドライン	03旅費(航空賃)	8-03-30	<8-03-6への更問> 「旅費(航空料)の精算について、居住地(滞在地)でない国から出発することになり、経由地は契約で記載している経由地を通じて業務地に向う場合、居住地でない国から経由地までの精算は不可と理解しますが、8-03-28への返答及びガイドラインP11通り、打合専用事例の様式29別業務に継続して從事する際の旅費の分担に係る報告もしくは精算報告書様式の「旅費書類附属書(航空費)」に変更理由を記載して提出すれば居住地(滞在地)→経由地も精算対象となるという理解でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-2	運賃証明書に関する質問です。 経理処理ガイドライン(2023年10月改訂版)は「プロポーザルや見積りに關しては、2023年10月公示より適用し、この他の規定については、基本的に全事業者に適用します」とあります。一方、運賃証明書の取付が廃止となりましたのは2024年4月改訂版(2024年4月以降に登録する新規契約に適用)であります。2023年10月改訂版での改訂点はありません、となります。2022年4月以降に契約している場合、会社都合や個人都合等による要更を行った場合は、引き続き、運賃証明書を上限に精算するという理解でよろしいでしょうか。	いいえ、2022年4月より前に契約している案件についても、会社都合や個人都合等による要更を行った場合は、運賃証明書の提出は不要です。経理処理ガイドラインP13に記載のとおり、契約金額内訳書又は契約金額詳細内訳書(契約開始に当たっての合意事項にかかる打合簿の別添資料)に基づき、該当する渡航の航空料単価を上限に精算します。なお、航空料単価の上限を超える場合は、旅費(航空賃)内の調整することは可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-3	今回改定の部分ではいませんが、戦争特約保険料の精算についてお聞きせください。 戦争特約保険料の精算は、現地業務の実態を月に基づき支払額を精算します。ただし、戦争特約付保の確認が行われた場合、領収書等の旅費書類の提出を求めることがあります。保険料は各社で額度に差があると思いますが、精算は実施人に基づき、補償金額上限(契約金額)で精算となりますか、それとも領収書に基づき実費精算(契約金額上限)となります。	戦争特約保険料の金額については、見積書の内訳を契約交渉にて確認した上で、現地業務1人月当たりの合意単価を設定し、精算時は、現地業務1人月の実績に基づき契約金額内の精算となります。 また、合意単価設定しない場合は、領収書等に基づき実費精算となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-4	<上記8-04-2への更問> 戦争特約保険料を精算する対象案件について、契約時はJICA規定上限額で契約しておりますので、精算時は領収書等金額の確認できる書類で精算とさせていただきます。 包括契約の場合、包括一括の領収書となりますため、金額の確認ができる請求書/見積書、保険証券等の提出でよろしいでしょうか。	精算時に、領収書の包括金額の内訳(対象者、対象となる日数、金額等)がわかるものを合わせてご提出いただき、内容確認致します。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-6	<上記8-04-1への更問> ①宿泊料に食事が付与されていない、いわゆる素泊まりの宿泊料金の場合:朝食、夕食分として5,800円/泊宿泊料に加算 ②宿泊料金に朝食又は夕食が提供されている場合:一食分として2,900円/泊宿泊料に加算 ③宿泊料金に朝食及び夕食が提供されている場合:食事代相当額の加算はなし この5,800円、2,900円については、加算とされており定額の加算と取れますが、定額精算でよろしいでしょうか。 ② 上記①ですが、領収書だけでは朝食、夕食の食の算が入っているかわからないものが多いと思いますが、どのような基準での判断となりますでしょうか。	①ご記載の通りです。 ②領収書にて読み取れない場合は、適宜、宿泊先に明細を出してもらうか、受注者にて余白に補足説明を追記いただけますようお願いします。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-9	<上記8-04-1への更問> 食事代の5,800円/泊、2,900円/泊は実費精算の上限額という理解でよろしいでしょうか。 または、定額での精算ということでしょうか。	2023年11月9日以降は定額での計上、精算となります。それ以前のものは左記金額を上限額として証憑書類をもとに実費精算となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-10	質問回答表の8-04-6及び経理処理ガイドラインの16ページの別添資料3の説明で、宿泊料に食事が含まれない場合の上限2,900円を実費精算額と定額かを11月8日以前から9日以降を境としていますが、この日付を設定されたのに何が理由があるのでしょうか？事後にになって、領収書をもとに精算と指針をいたしたいにも、なかなかそれ以前の食事代の領収書を手元に保管しているにも、なかなか領収書がないで精算対象とはできず、局、各業務従事者の個人負担とせざるを得ない状況です。	ご指摘を踏まえて、これまでルールが不明確であったものを明確化するため、可及的速やかにルール化を検討し、11月9日に制定しました。その日付を基準としています。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-11	宿泊料の基準額(上限額)が示されておりますが、円安によりその範囲内の宿泊が困難と予想される場合(特別宿泊料単価の対象地域でない限り、企画競争説明書の上限額を超えない限りは、上限を超える単価を用いて精算をして良いのでしょうか)。	ランサム契約については、企画競争説明書の上限額を超えない範囲で宿泊料の基準額を超える単価でご提案いただいても結構です。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-12	特別宿泊料単価の対象地域の案件が、総合評価落札方式・ランサム型で公示されました。しかし企画競争説明書から特別宿泊料単価の件名で記載する費用(費用)の過程で削除してしまったため、JICAも通常単価で構成した上で予定価格を設定していると想定し、見積り成し受けました。ですがやはり現地業務では宿泊料単価が高く、通常単価を大きく超える支拂が発生しました。 ガイドラインの特別宿泊料単価の該当国であり、ガイドラインには「領収書による実費精算」との記載がありますが、ランサム契約として結納済であれば、やはり宿泊料について実費精算を受けることはできないのでしょうか。	実費精算としている特別宿泊等の国・地域はランサム契約では対応できないため、定額計上として実費精算とすることとします。結納済のランサム型の契約で、定額計上になつてない案件がありましたら、個々に主管部担当及び契約担当に相談をお願いします。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-13	7月3日付でお知らせがありました(2024年7月追記版)にございまして、別添資料3の特別宿泊料単価が大幅に更新されています。これらの変更は、現地業務の実態を月に基づき支払額を精算するに適用となりますか？適用開始時期についてご指示ください。	お知らせ掲載日(2024/7/3)以降に適用されます。なお、それ以前に結納済の契約について特別宿泊料単価の変更をしたい場合、3者打合簿で合意してください。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-14	旅費分担報告書について、自社業務で中抜け渡航があった場合、自社業務への移動日は、-1泊する必要があると理解していますか正直にどうでしょうか。 また、自社業務の中抜け渡航は渡航中に1回以上あると-3泊以上となります。この場合においては中抜け時の減算で、規定の-2泊を超過した宿泊料金となりますので、渡航最後ないしは最初に本業務に従事したとしても、本業務で定額支拂は宿泊料金を減算してもらおうとしているのでしょうか。	国によって異なりますので、原課及び契約課担当者にご相談ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-15	<上記8-04-13への更問> JICA回答のお知らせ掲載日(2024/7/3)以降に適用されます。なお、それ以前に結納済の契約について特別宿泊料単価の変更をいたい場合、3者打合簿で合意してください。について質問です。これは、(1)2024年7月3日以降の公表案件に適用される、(2)2024年7月3日以前に結納済の実施中の案件については、3者打合簿で7月3日以降の渡航については特別宿泊料単価を適用すること、及び必要に応じて特別宿泊料単価により増額する経費を取り扱い(増額や増額変更契約等)について留意する必要がある、という意味でしょうか。 それでも、(1)全案件に対して2024年7月3日以降の渡航について新しい特別宿泊料単価が打合簿なしで適用される(実施中の案件で2024年7月3日以前の渡航について新しい特別宿泊料単価が打合簿なしで適用される)場合に3者打合簿で合意する必要がある、という意味でしょうか？	前者のご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-16	2024年7月改正されました 特別宿泊料単価について ①特にいから採用との記載がございませんが、2024年7月1日以降より変更単価にて対応可能との理解でよろしいでしょうか。 ②現在従事しております案件において、新単価を使用する場合は事業部の承認が必要でしょうか。	①はい、ご理解の通り、お知らせ掲載日(2024/7/3)以降の公示案件に適用されます。 ②2024年7月3日以前に結納済の実施中の案件については、3者打合簿で7月3日以降の渡航について特別宿泊料単価を適用すること、及び必要に応じて特別宿泊料単価により増額する経費を取り扱い(増額や増額変更契約等)について留意する必要がある、という意味でしょうか。 【2025/4/16追記】8-04-37に掲載のとおり、特別宿泊料の扱いについて改めて整理しました。結納済のランサム契約については特別宿泊料単価の見直しは行いません。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-17	<上記8-04-13への更問> JICA回答のお知らせ掲載日(2024/7/3)以降に適用されます。なお、それ以前に結納済の実施中の案件については、3者打合簿で合意してください。について質問です。これは、(1)2024年7月3日以降の公表案件に適用される、(2)2024年7月3日以前に結納済の実施中の案件については、3者打合簿で7月3日以降の渡航については特別宿泊料単価を適用すること、及び必要に応じて特別宿泊料単価により増額する経費を取り扱い(増額や増額変更契約等)について留意する必要がある、という意味でしょうか。 (特別宿泊料単価の変更は、各國の治安状況や物価変動に合わせて引上げしたものという認識ですので、適用できない事態は避けたいだいたいです) ③特別宿泊料単価の変更についても、原課担当者が認識していない状況が複数あり、引き続きとなりますが、JICA内部での周知徹底を宜しくお願ひいたします。	①増額の場合は変更契約が必要です(→2024/8/28付:以下8-04-18の回答に修正いたします) ②-3. ご理解の通りです。JICA内に周知に努めますが、もし原課が異なる見解を持っている場合は契約担当者にお知らせください。 【2025/4/16追記】8-04-37に掲載のとおり、特別宿泊料の扱いについて改めて整理しました。結納済のランサム契約については特別宿泊料単価の見直しは行いません。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-18	<上記8-04-17への更問> 以下回答を従います。-3者打合簿を取り交わし、特別宿泊料単価の変更により旅費(その他)が増額となる場合、増額の変更契約取り交わしの必要はない、精算時に上乗せという理解で良いでしょうか。 回答: ①増額の場合は変更契約が必要です	8-04-7、8-04-8にて回答しております通り、50万円を超える増額となる場合には事前に契約変更手続きをとるようお願いします。50万円を超えない場合は精算時に対応となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-19	(抜粋) ①on-going案件3者打合簿を取り交わし、特別宿泊料単価の変更により旅費(その他)が増額となる場合、増額の変更契約取り交わしの必要はない、精算時に上乗せという理解で良いでしょうか？	①増額の場合は変更契約が必要です(→2024/8/28付:以下8-04-18の回答に修正いたします) ②-3. ご理解の通りです。JICA内に周知に努めますが、もし原課が異なる見解を持っている場合は契約担当者にお知らせください。 【2025/4/16追記】8-04-37に掲載のとおり、特別宿泊料の扱いについて改めて整理しました。結納済のランサム契約については特別宿泊料単価の見直しは行いません。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-19	P-15記載の「派遣期間が長期になる場合の日当・宿泊料の逓減について」、「複数国にまたがる業務の場合は国ごとに計算する」とあります。第三回国研修で異なる国へ渡航する場合、複数国にまたがる業務に該当するのでしょうか。該当する場合、以下の考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	/
			例:プロジェクト実施国P-15の計80日間渡航するうち、渡航後2週間を実施国に滞在後、第三回国研修にて国外へ移動し6日間間断なく実施する場合、実施国にあります。この場合、①本邦出発日～14日前の実施国での滞在で起算(100%)、②第三回国研修実施国での滞在で起算(100%)、③プロジェクト実施国に帰国後から起算し、30日前まで(100%)、帰国日31日前まで(60%)で控除する。		
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-21	<8-04-20への更問> 8-04-20では、国内移動にかかる日数を含めMM、日当・宿泊費の計上の可否を質問されておりますが、日当・宿泊費の計上期間につきましては、経理処理ガイドライン2024年4月(2023年4月追記版)P15、並びに2023年10月(2024年7月追記版)P16の「不足補足説明」には下記の記載がございます。 「日当・宿泊費を計上する期間は、出発時まで帰國日で算定する場合は、帰國日を始日とし、帰着時は搭乗国際便到着時刻を含む日を終了日とします。したがって、出発日前日及び帰國日当日の宿泊料、出発日前日及び帰國日翌日の日当は計上できません。」 したがって大変恐縮でございますが、8-04-20の回答からは国内移動にかかる日数を含めた全期間のMM、日当・宿泊費を対象期間として認める解釈ができる、ガイドラインと異なっていると思われますが、いかがでしょうか。	10-04-04とのとおり、国内移動が当該業務のみを目的としている場合には、居住地からの空路移動を精算対象として認めます。その場合はこちらの記載による読み替えることでお願ひします。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-23	2024年10月追記版ガイドラインでの変更について。 別添資料3:特別宿泊料単価とエアジャクの宿泊料価格が全額削除されました。今年7月の改訂で単価が引き上げられたばかりで、3ヶ月間で規定の基準単価へ変更というは、この3ヶ月間だけ物価が高かったのでしょうか?たった3ヶ月でこんな大きな変更をおこなった背景をご説明いただけます。	従前から各当事務所において、経理処理GLにおける基準単価で宿泊できる、安価かつ安全性も担保できる宿泊先を標準化しております。また、改定も各国情事情を鑑みて、適切に改定をしてきております。 今回のエントリにおいては、7月改訂で安価かつ安全性も担保できる宿泊先を探すことができたこと、適切な基準の宿泊先一覧の範囲も広げることができたことから、経理処理GLの基準単価で宿泊可能となつた故、削除となりました。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-24	<8-04-16への更問> 回答②につきまして、「②2024年7月3日以前に締結済みの実施中の案件については、3者打合簿で7月3日以降の渡航前にては特別宿泊費単価を適用すること、及び必要に応じて特別宿泊費単価により増額する経費の取り扱い(旅費や増額変更契約等)について特別宿泊料と合意してくださり」とあります、こちらは適切と点検で2024年7月の渡航前にては3者打合簿にて新しい特別宿泊費単価を適用することは可能でしょうか。流用で購入するか、増額変更が必要かの見通しが立っておらず、現時点での経費の取り扱いについて確定することができないため、余裕を持ったスケジュールでござります。	打合簿での合意後、7月3日まで適切の精算が可能です。 【2025/4/16追記】8-04-37に掲載のとおり、特別宿泊料の扱いについて改めて整理しました。締結済みのランサム契約については特別宿泊料単価の見直しは行いません。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-25	2024年10月追記版での、旅費(その他)日当・宿泊料についてですが、経理処理ガイドライン16頁に、「海外業務のために(省略)…内国移動を開始・終了した日を基準とします」と記載がございます。本件の適用は2024年10月以降の渡航でしょうか。それとも契約開始時まで選択なのでしょうか。また、業務人月は從来通り本邦出発日から本邦帰国までの日数を人月に換算して算定するのでしょうか。	2024年7月以前の公示案件にも適用されます。また、業務人月も国内移動を開始・終了した日から計上いたしますが、業務量の増加はありませんので、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの業務人月の増加は認められませんので、ご留意ください。 (2024/12/18追記) FAQ8-4-310とおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっています問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-26	経理処理ガイドライン(2024年10月追記版)P10「国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国までを一連の日程にしてチケットを購入した場合(一連で発券できなくても可)、国内線分(税抜)については、航空料の一部を購入することを読みます。」について質問です。 例えは北海道に居住する従事者の場合で、 ①国際移動で当該業務のみを目的とする場合であれば、札幌→羽田、羽田→業務地のどちらの航空料も、見積書等で該移動が詳細記載されているときとする」と理解しているようか? ②羽幌→羽田→業務地の一連のチケットとして契約申請・契約路線を定めている案件だけでなく、一連のチケットとすることができるときに羽幌→羽田のみを契約申請・契約路線としている案件でも、実際の渡航時に別々に発券した札幌→羽田、羽田→業務地の両方の運賃を精算できるという意味でしょうか?	①ご理解の通りです ②旅費(航空料)の範囲内に収まるのであれば、双方精算可能です。 運用日について、質問回答8-04-25を以下通り修正いたします。 「2024年7月以前の公示案件にも適用されます。また、業務人月も国内移動を開始・終了した日から計上いたしますが、業務量の増加はありませんので、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの業務人月の増加は認められませんので、ご留意ください。」 (2024/12/18追記) FAQ8-4-310とおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超しても、費目間流用を行い契約金額総額に収まっています問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-27	<8-04-25の回答への更問> 「業務人月も国内移動を開始・終了した日から計上いただけますが、業務量の増加はありませんので、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの業務人月の増加は認められませんので、ご留意ください。」とご回答につきまして、2点お伺いさせてください。 ①日数は増加しても、旅費(その他)の範囲内に収まれば精算可能でしょうか。 ②日数が増加し、旅費(その他)の範囲を超えても、費目間流用で対応できれば精算可能でしょうか。	日当・宿泊費も業務人月と同様に、国内移動を開始・終了した日から計上頂けますが、日当・宿泊費の増加はありませんので、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの日当・宿泊費の増加は認められません。業務人月を国際線出発日から国際線帰国日まで計上することは可能です。 (2024/12/18追記) FAQ8-4-310とおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超しても、費目間流用を行いま契約金額総額に収まっています問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-28	<8-04-27回答への更問> 「本ガイドライン改定に伴う変更のみでの日当・宿泊費の増加は認められません。」とのご回答につきまして、2点お伺いさせてください。 ①日数は増加しても、旅費(その他)の範囲内に収まれば精算可能でしょうか。 ②日数が増加し、旅費(その他)の範囲を超えても、費目間流用で対応できれば精算可能でしょうか。	①共に精算可能です。 今回の改定に伴う数量の変更是可能ですが、金額の純増は認められません。その原則の下で、ガイドラインに基づきご判断ください。 (2024/12/18追記) FAQ8-4-310とおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超しても、費目間流用を行いま契約金額総額に収まっています問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-29	宿泊日数の計上方法の質問があります。 経理処理ガイドラインから、近隣の国以外の国々の宿泊数は機内泊を加味し、従事日数から2泊減ると把握しております。質問ですが、自家案件からJCA案件(近隣7カ国以外)へ従事し、その後機内泊が発生しない国(自家案件)へ移動した場合、宿泊数は日数から一日減でよろしいのでしょうか? 具体的な例で話をします。 東京から自家案件でフィリピンへ入り、フィリピンからJCA案件のペナント(ホーチミン)へ移動いたしました。業務終了後、ペナントから再度自家案件従事者のためフィリピンへ移動し、最後はフィリピンから東京へ帰国です。 例えば、日数を算出へ従事した場合、日数は6日で計上し、宿泊数は機内泊が発生しない為5泊(1泊減)でよろしいでしょうか?具体例のように、機内泊が発生しない移動の際の宿泊数の考え方を教えてください。	経理処理GL15ページ脚注13「本邦以外の第三国から業務地へ渡航する場合についても、同じ考え方で泊数を算定します。」とのおり、夜行便が就航していない場合は機内泊にして泊数を計算します。具体例ではフィリピンでのJCA案件に6日業務へ従事され、機内泊が発生しなかったとのことですので、宿泊数は(業務日数-1)で計算し、5泊となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-30	<8-04-25, 8-04-27回答への更問> 8-04-24, 8-04-27回答について質問です。国内移動を開始・終了した日から業務人月および日当・宿泊費を計上可だが、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの増加が認められないとあります。 ①この増加が認められないという点について、各費目の契約金額が上限という事でしょうか、もしくは契約金額総額が上限になるのでしょうか。 ②新幹線などフライト以外の国内移動の場合でも適用になりますでしょうか。もし適用になる場合、費用の計上はどの質問に対し、下記のご回答いただきました。	お示し頂いた8-04-24とは8-04-25と理解して回答いたします。 ①当該事象を理由とした契約金額総額の増加は認められません。 ②フライト以外の移動は適用対象外です。 (2024/12/18追記) FAQ8-4-310とおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超しても、費目間流用を行いま契約金額総額に収まっています問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-31	<8-04-25, 8-04-27回答への更問> 国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間流用を行いま契約金額総額に収まっています問題ありません。	ご理解の通りです。国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間流用を行いま契約金額総額に収まっています問題ありません。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-32	8-04-27への更問です。 8-04-24, 8-04-27回答について質問です。 ①当該日止に算上可だが、本ガイドライン改定に伴う変更のみでの増加が認められないとあります。 ②この増加が認められないという点について、各費目の契約金額が上限という事でしょうか、もしくは契約金額総額が上限になるのでしょうか。 ③新幹線などフライト以外の国内移動の場合でも適用になりますでしょうか。もし適用になる場合、費用の計上はどの質問に対し、下記のご回答いただきました。 この①のご回答について、さくにお伺いさせてください。 国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超過しても、費目間流用を行いま契約金額総額に収まっています問題ありません。	Faq8-4-310とおり、国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費追加に伴い各費目の契約金額を超しても、費目間流用を行いま契約金額総額に収まっています問題ありませんので、追記・修正させて頂きます。	●
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-33	<8-04-31への更問> 国内移動開始・終了分の業務人月、日当・宿泊費を追加計上可能という点について、これまでのQ&Aの貴機構からのご回答より、国際線発着の前後1日は国内移動時間として、業務人月・日当・宿泊費を精算可能と理解いたしました。 ご指摘を踏まえ、例えば、国際線で地元から東京へ移動後、別途業務のために数日間東京に滞在、その後東京から現地に移動した場合、2泊3日で計上分の航空費、移動日1日の業務人月・日当・宿泊費は精算可能でしょうか。 ①JR ②1/1 地方→東京 ③2/2-3 東京にて別業務 ④2/4 東京→現地の場合、2/1の国内線航空費と、2/1の業務人月・日当・宿泊費は精算可能でしょうか。	地方を出発後、東京を出発するまでの間に別業務が入っている場合は、一連の移動とは見做しません。ご照会のケースの場合、2/4の東京出発分からの精算となり、2/1の国内線航空費も1人月・日当宿泊費とも精算不可です。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-34	●月〇日早朝にA案件(A国)から日本に帰国して、同日に日本からB案件(B国)に出発する場合の、報酬・日当・宿泊費の取扱いについて確認させて下さい。	業務期間の重複(ダブルアサイン)は不可ですので、いずれかの案件のみ、当該日の報酬・日当を請求ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-35	A案件の邦帰国日(報酬・日当・宿泊費、B案件の本邦出発日(=邦帰国日と同日)の報酬・日当・宿泊費、いずれも満額請求できるとの理解でよろしいでしょうか?	たとえ旅費の分担をしていくても、どちらも実費精算を要するのであれば、同じ日に2案件分の報酬・日当を重複発生させることは出来ません。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-36	経理処理ガイドラインP.16に記載の「自社・直営割合は、本邦出発日から起算(複数国にまたがる業務の場合は国毎に起算。ただし、自社都合で業務国を離れた場合はどちらもしない。)」についてお問い合わせです。	別のあるJICA案件のための業務は「自社都合」にはあたりませんので、JICA案件のための中抜けであれば国ごとに日数をカウント(通常での遅延率は適用しない)のうえ、旅費分担を検討ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-37	旅費(その他の宿泊料単価)に関して。バグスタンのハイデラバードでのプロジェクトのため、カラチで一泊する必要がある。JICAが安全上認定するホテルは空港近くに2つあるが約2万円以上払わないと宿泊できない。JICAの特許宿泊料単価は16千円など、常に持ち出しどころ。経費なのでJICAが負担すべきものと思うが? 打合簿で負担可能でしょうか?	該当案件が実費精算方式で契約をしている場合は、打合簿で金額を確認し拠書類に基づき精算します。増額の必要がある場合は、変更契約が必要ですので、履行期間終了までに、経緯と必要金額について3者打合簿で合意の上、契約変更を行ってください。ランサム方式で契約をしている場合は、単価の見直しありません。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-38	<8-4-36への更問> 頂いたご回答より、例示したケースにおいて、Y国からX国に戻った後は 当宿泊日数の日数カウントは、21日目からではなく、 1日目からカウントするご理解いただきました。 (また、8-4-19のご回答からも、その理解で正しいと判断いたしました。) 他方、昨年、弊社が提出した業務実施契約の精算報告書において、 調達部より「渡航の同じ国での日当、宿泊は継ぎで日数をカウント」するようご指摘を受けたございました。 具体的には、 ①案件でa国にて21日間現地業務を行った後 ②案件でb国へ移動し、15日間現地業務。 再度a国へ戻り、29日間現地業務にて従事した のですが、③の日当(宿泊日数)について 22日目から日数をカウントするようご指示いただきました。 (全期間において、JICA案件にて従事していたものであり、自社負担期間等はありません。) どちらの理解が正しいのか、今一度ご教示いただけますと幸いです。	(対象案件がすべてJICA案件の場合) JICA都合による業務従事期間中の中抜けとなるので、日数カウントをリセットしa国に戻った後は1日目からカウントください。 (それ以外の場合) JICA以外の案件や自社都合によるもの) JICAの想定では通常での業務従事であったことから、中断後は日数カウントをリセットすることなく継続でカウントください。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-39	打合簿事例集第29の別業務に継続して従事する際の旅費の分担について、 全てJICA業務であれば別国移動時の機内料分の宿泊費も計上して良いとの理解で宜しいでしょうか。 例えば、A国→B国→A国と移動し継続して従事する場合、①A国→B国、②B国→A国の移動時にそれぞれ機内料(合計2泊)が発生します。 この2泊分について宿泊料として計上して良いとの理解でしょうか?	両案件とも実費精算案件の場合はご理解のとおりです。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-40	日当・宿泊費の適減適用について、ご教示ください。 現在実施中のA国案件において、現地業務従事日数は合計45日間の予定です。 内訳は以下のとおりです： - A国にて 20日間従事 - その後、第三国であるB国にて研修業務に10日間従事 - 再びA国に戻り、15日間従事 このように、A国での業務従事期間は20日間と15日に分かれており連続しておりませんが、合計で30日を超えております。 この場合、日当・宿泊費の適減適用(30日を超える場合の減額措置)が該当するかどうか、ご確認・ご教示いただけますと幸いです。忙しいところ恐縮ですが、よろしくお察しいただきます。	自社都合ではなくJICA業務に従事するために業務国を離れた場合には、合算する必要はなく、一渡航毎に滞在日数をカウントします。ご照会のケースの場合、遅延を適用する必要はありません。	/
8. 経理処理ガイドライン	04旅費(その他)	8-04-41	宿泊日数に間違をして以下、ご教示下さいます。 例えば、業務Aが終了した後に、継続して業務Bに従事する場合、宿泊日数の取り扱いについて以下のように認識しております。 業務Aおよび業務BのいずれもJICA業務である場合: → 業務Aおよび業務Bの従事日数の合計から2日分(それぞれの業務から1日ずつ)を減じた日数を、宿泊日数として算定する。 一方、JICA業務である業務Aに対し、業務BがJICA以外の業務(①業務BがJICA以外の発注者の業務のケース、および②の自社都合のケース)である場合 →業務Bにおいて精算可能な宿泊日数は、「JICA業務の従事日数-1日」でしょうか?それとも「JICA業務の従事日数-2日」になるのでしょうか? JICA業務とJICA業務以外の業務が連続するケースにおける、宿泊日数の考え方をご教示いただけますと幸いです。 経理ガイドライン(p.16)にて、「業務従事者が業務終了後に帰国せずに、JICAの業務とは別の業務に従事する場合、拘束終了日(同国に留まる場合は業務従事終了日、他国に移動する場合は業務開始日)における宿泊料は計上できません」との記載がありますが、これは上記で示すところの、「JICA業務の従事日数-2日」が宿泊料として計上される、と読み替えて良いのでしょうか。	経理ガイドライン(p.16)に記載の通り、「業務従事者が業務終了後に帰国せずに、JICAの業務とは別の業務に従事する場合、拘束終了日(同国に留まる場合は業務従事終了日、他国に移動する場合は業務開始日)における宿泊料は計上できません。」となります。 そのため、ご照会いただいた業務とJICA業務が別である場合は、業務従事終了日の宿泊料は計上できませんので、A業務終了日に移動されるのであれば、1日、翌日に移動されるのであれば、日当と同じ宿泊日数が計上できます。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-1	経理処理ガイドライン17ページでは、特殊備人費は、原則として実費精算であり、拠書類として雇用契約書(又は契約書を代替する文書)が必要となります。この拠書類提出要件が、200万円未満では該当しない、ということでしょうか?	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-2	実施中の案件にて、研究機関の講師を日本から現地へ派遣することになり見積を作成中です。 講師派遣に係る日当宿泊費、謝金等の規程がありましたら共有いただけますと幸いです。	日当・宿泊費は、JICA直當の調査印・短期専門家の旅費基準、またはコンサルタント等契約における経理処理ガイドラインの業務従事者の旅費の上限などを準用ください。謝金は研修・招へい実績ガイドラインをご参考にしてください。(具体的に想定される講師の業務内容・客観的観察などによりますので、案件担当部の担当者にてご相談・調整ください)	●
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-3	合意単価精算方法について 一般業務費の合意単価費用の場合、数量確認の証添添付は必要か。 添付が必要な場合、何を提出するのか。 ・積み上げ料金が違う場合は、どのように数量のカウントをするのか。 例えは、通信料として「1ヶ月」で契約。実績「チャージ」と及び「枚数」の場合。	・合意単価の対象としている車両運賃費や通信費は、現地地業務人月に比例して支出が増加すると推測されることから、該経費の合意単価を現地地業務人月で除して1人月あたりの合意単価を設定する場合を基本といたします。このように設定している場合、数量確認の証添添付は不要です(合意単価に現地業務人月を乗じて算出額を算出します)。 ・ただし、上記のように合意単価を設定していない場合は、合意単価×数量ではなく、拠書類に基づく実費精算とします。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-4	「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」P.19にある「セミナー等(研修を含む。以下同じ。)の軽食・飲料費用も精算対象とすることになります。昼食代はセミナー等を全日開催した場合に計上可能ですが、夕食代やアルコール料額の計上は認めません」という記載について、「全日」の定義があれば教えていただければ幸いです。例えは9:00~14:00のようなセミナーで昼食代の支出が認められるのかどうか	一般的に1日の勤務時間(研修実施時間)は7~8時間程度で全日とし、その半分を半日とします。国によって勤務時間・慣習が異なりますので、案件担当にてご相談ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-6	ガイドラインP.17(直営経費、3. 一般業務費)1)特殊備人費: 「特殊備人費は、原則として実費精算です。拠書類としては、①業務内容が記載された雇用契約書(又は契約書を代替する文書)及び2銀行が発行する振込済受領書・又は振出し済み小切引の写し(銀行振込手形等)を行っていない場合、被雇用者からの領収書」とあります。	記載方法を変更した場合、備人(特殊備人、事務員、運転手等)や借上(車両借上、事務所借上等)にも該当し、同じ説明を何度も記載することになりますので可能な限り複重説明を避け、具体的な留意事項として1か所にまとめてありますので、記載方法は現行通りとさせていただきます。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-7	ガイドライン21(3直営経費)(7)資料等翻訳費): (説明は、企画競争説明書等で業務従事者の「語学能力」として指定した言語と日本語とのしない整理としていましたが、上記の整理を具して、従事者の「語学能力」として指定した言語であっても必要な場合は翻訳費用を計上可能とします。)⇒2022年10月改定となった本運用も明記して欲しい。	ご理解いただいている通り、Hにおいても2022年10月改定に既に説明しており、その時点まで記載があった「翻訳については、企画競争説明書等で業務従事者の「語学能力」として指定した言語と日本語とのしない整理としていましたが、上記の整理を具して、従事者の「語学能力」として指定した言語であっても必要な場合は翻訳費用を計上可能とします。)⇒2022年10月改定となった本運用も明記して欲しい。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-10	一般業務費でおええ頂たいことがございます。 技術協力プロジェクト等、セミナー等実施や、諸連絡用にZoom等を利用する場合、 そのライセンス料について、一般業務費に含めることは可能でしょうか。	セミナーや研修等のためであれば計上は可能です。 業務従事者の日常業務に使用する場合は計上できません。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-11	消耗品を大量購入し、その合計金額が数十万円単位の大きな額になる場合、見積もり合わせ等は不要で構わないでしょうか? 貴機構のガイドライン「シンガルコスト契約における物品・機材の調達・管理」ガイドライン(2022年10月、2024年7月追記版)、「シンガルコスト契約における経理処理ガイドライン(QCBS方式改訂版)」、「業務実施契約における契約管理ガイドライン(2024年7月)」を確認し、消耗品と物品・機材の定義も含め、理解を進みました。 消耗品は、「物品・機材の調達・管理ガイドライン」の対象外となりますが、「物品・機材」であつた場合には「予定価格・個別物品・機材の単価ではなく、調達すべき機材・機器一括の合計金額に基づきます(p.3)との記載があります。一方、消耗品については、「一括りの合計金額」が高額になる場合の手続きについては、明確に言及されていません。 消耗品を大量購入し、その合計金額が一定額以上の高額になる場合の手続きに際し、何らかの規定があるようでしたらお教示頂けますでしょうか?	消耗品は「物品・機材の調達・管理ガイドライン」の直接の対象ではないのですが、ある程度の規模での調達の場合は、同ガイドラインP.3にある「JICAが自ら物品・機材を調達する際の調達方法等」をご参照の上、必要であればJICA事務所及び監督職員にご相談ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-12	契約管理ガイドラインP.45(1)「従事契約」の「イ、先行契約の一般業務費の支出の計上の有無の確認」の「②その他的一般業務費」について、先行契約と従事契約の契約の扶間期間の支出についても打合簿を交わせば精算対象にならないと、理解しております。	原則としては、契約が効力している期間の支出のみを精算対象とすることが前提です。従事契約効力まで、間で空いてしまう案件については、やむを得ない事情により支出の継続が妥当と判断される費目にたどり、打合簿にて契約不在期間中の支出についても精算対象とすることとしておりますが、イレギュラーでの対応と考えていることから、一般的な事象としてガイドラインに記載することは差し控えています。現行通り、該当事例は案件担当者にご相談のうえ、対応を検討する運用としてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-13	本業務に引き続いて別業務に業務従事者が従事する場合の車両関連費につきまして。 例えば、A業務で2/1までのアサインとなり業務終了後の夕方に移動し、12/1の夜にB業務(別国)の業務地到着後に車両(レンタカー)を使用しての移動が発生した場合、どちらの業務での経費対象となりますでしょうか。B業務でのアサインは12/2からとなります。またそれらの処理をする場合、打合簿等での合意は必要となりますでしょうか?	アサインの開始前後にかかるわざ、各業務地で発生する支出を当該国の案件よりお支払いいただくようお願いいたします。打合簿での合意は不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-14	特殊備人費「ローカルスタッフの雇用」についてお伺いします。 当該国は人件費が高く、法人でも簡単に人を雇用できないため、第三国エンジニアを雇用して仕事をしてもらおうことは可能でしそうか、成果に対して一括で支払う様な契約か、時給×労働時間で支払うといった契約形態とするか、選択肢はあると思うのですが、当該国外の外国人を第三国で作業する備人の雇用およびJICA精算は可能でしょうか。	第三国で作業する第三国エンジニアを僅上する、と認識しました。 しかし、「雇用」の形ですと予期せぬ法律的義務や権利が発生する可能性が有りますので、第三国エンジニアの備上の必要性が認められれば、当該費用の精算も可能です。	/
8. 経理処理ガイドライン	05一般業務費	8-05-15	海外送金手数料についてお伺いします。 本邦で発行する送金手数料のほか、現地で発生する手数料(着金時に銀行で差し引かれる手数料)も海外送金手数料と精算対象となりますが、どうか。 これまで、理由書をいたしましたことがありましたが、今後も、案件ごとの確認や理由書等が必要になりますでしょうか。	着金までに要する一連の費用ですので、精算対象となります。理由書等は不要ですが、拠書類附属書の備考欄に内容を補記してください。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-1	ガイドライン9ページの部分払いに廻し、実施状況を確認する書類については、月報や進捗を報告させていたいでいるので、別途実施報告書等を規定するりではなく、月報やニターリングシートでこのようなもの部分払いの実施状況の確認に用いていたいという認識でよいでしょうか?	基本的に部分払いについては、その時点までの業務内容を説明できる、進捗報告書、成果品を設定させていただき、それを確認してお支払いさせていただく形となります。 業務を取り扱い環境については認識しており、引き続き相談しつつ、進めてまいりたいと思っております。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-3	ガイドラインと直接に関係ないかもしれません、一般業務費、機材費の中間精算制度がなくなった理由はなんでしょうか? 業務実施で支払った場合は精算できないのでしょうか? 終了後の請求の場合、案件当初の担当者が交代したり、資料取り寄せなどがむずかしくなることも考えられ、手間かかります。	精算確定までの時間を大幅に削減することにより、精算業務の迅速化・合理化を図ることを目的とし、抽出検査を導入し一般業務費の精算確認方法を変更しました。本変更に伴い「支出実績中間確認制度」を廃止しました。詳細は以下リンク先を参照して下さい。 https://www.jica.go.jp/Resource/announce/information/20230330_01.html	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-5	機材費ガイドライン(P8、6、支払い)に記載されております 「JICAが自ら実施する調達では賃料100%後払い」しています。前払は契約が履行されない場合のリスクが生じるため、規定の範囲内に限定してJICA会計細則では契約金額の40%を限度としていますし、さらに銀行保証等を取り付けるという措置を取ることとしています。 箇所ですが、再支託費ガイドライン、経理処理ガイドラインでは同内容の記載がございませんので、前払に関する限度は設けられていない。という理解でよろしいでしょうか。	コンサルタント契約における機材調達や再委託においては、受注者による判断で支払い条件を設定頂いて構いませんが、前払金に関する限度は設けておりませんが、参考としてJICA自ら実施する調達での支払い方法について、コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドラインでは記述しております。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-6	3ヶ月分のライセンスキーをめでて支払うことを計画しています。1年ごとに購入も可能ですが、その場合は金額が高価になるといった事情があります。 もし3ヶ月分をまとめて購入した場合、2024年度末に予定されている部分払いの対象には3ヶ月分の費用全てを含められるのでしょうか? また、該年度最後の3ヶ月分を含めるのか。そして該当年度のみにした場合でも、前払いした支出を部分払いの対象に含めて請求することはできるのかについて教えていただけます。	部分払いは進捗(業務の一部の完了)に応じた支払いが原則です。これを踏まえ、今回のご照会のケースでは3ヶ月分のうちの消化した期間に応じた分を部分払いの対象としてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-7	ランサム契約(総合評価礼式を含む)では月報で業務従事者の従事計画(実績表)を提出いたしませんが、前払保証書の返却を依頼する際には、「業務の進捗が契約金額に占める前払金の割合を確実に超えて」と判断されることが条件となります。どのようにこのことを証明すればよろしいでしょうか。	受注者にて把握されている進捗を前払保証書等と返却依頼書に記載の上、ご提出ください。弊方にて、ご提出いたしている進捗割合に異問がある場合に詳細確認をさせていただきますが、なければご提出いたいたい在籍書にて手続を進めてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-8	部分払計算書の様式について質問いたします。 ランサム型案件にて、ランサムと実費精算の両方が発生する場合、どの様式を使用すればよろしいでしょうか。	ランサム型案件については、支払計畫等で契約金額全体に対する進捗割合について合意いたいであります。そのため、実費精算部分を含めて監督職員と業務主任者にて合意した進捗割合のとおり進捗しているのであれば、その割合で請求いたいて結構です。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-9	2024.12.26付コンサルタント契約における一般業務費支出実績確認表・精算ポイント集・関連ガイドラインの改定について 部分払いに一般業務費を計上した場合、下記の注釈が計算時にございます。 注釈 一般業務費は、支払いが完了しているものと対象とします。契約金相当額の積算では、実際の支払金額(支払金額でも可)を算出して一般業務費支出実績添付(合簿等)の取り交しは不要です。 こちらの提出の様式はどう対応したらよろしいでしょうか。(これまで提出した契約書に記載されている項目ごとに作成する?)	ご指摘は式14-15についてのものと理解しました。部分払いの請求において、一般業務費支出実績総括表は不要とのことで整理し直していますので、同様式については注釈を整理し修正して差替えます。	●
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-10	部分払請求額について、一般業務費の既に支払が完了したものも含めることは承知しておりますが、契約時に提出した支払計畫書の金額を超えた請求金額となても請求することは可能でしょうか。	実費精算の場合、支払計畫書に記載した部分払額は、実費精算の場合は、請求時期にならないと正確な数字を算出するとはできませんので、想定する割合及び支払予定期額を目安として記載して下さい。よって、支払計畫書の金額を超えた請求金額となつては請求できません。案件によっては機構内の算定手順が必要となる場合がありますので、監督職員にご相談ください。 ランサム契約の場合も、実際の進捗を踏まえて支払計畫書で設定した割合(%)を変更する場合には、監督職員に相談したうえで支払計畫書の変更(2者打合済)をしてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い等)	8-15-11	前払いに関する質問です。 例えば、現地傭人に支払う取手ですが、住居の契約に伴う契約時にまとまった支払いが必要になる場合、日々の支払いではなく契約時にまとめた金額の支払いを請求してくる等の手を得られない現地の事情の場合、自社の責任において前払いし、JICA精算可能と理解していますが、その理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、例示いたいたい現地傭人に住居手当を支払うことについて、原則は支払う必要性がないものが大半との理解ですので、念のため申し添えさせていただきます。	/
8. 経理処理ガイドライン	16請求書(インボイス制度含む)	8-16-1	当社の顧問税理士によると、インボイス登録のない外國法人を含むJV案件では、JV代表者がインボイス登録者であつても、JV全体の請求書に登録番号を記載することは出来ないと見解はあるが、問題ないか?	共同企業体の代表者がインボイス登録業者であれば、JVの請求書はその登録番号を記載していただいているが、各社において税理士の確認を経て記載なしを希望される場合は、記載なしでも受け付けます。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-1	ガイドラインP36(実費精算について、(3)実費精算等) 契約200万円未満であれば契約書(または契約書を代替する文書)の提出は不要です。⇒傭人や車両、事務所借り上げ等につき、基本月ベースの契約であるが、結果的に200万円超えても添付は不要か?	ガイドラインの記載にあります通り(P36)、契約書等については1件(1契約)200万円以上であれば、契約書(写)を証拠書類としてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-2	2023年9月までの公示案件は前払の価格(金額)と上昇率を契約変更不可で精算可能について契約金額を超えての精算が可能な契約であるため補填可認可能と認めております(総則第14条6(1)(2)) 航空空賃、再委託費が契約金額を超過した場合は打合簿、契約変更是不要で精算可能でしょうか。	航空費は打合簿や契約変更是不要で精算可能です。他方で現地再委託費の為替差損は2者打合せ簿の取り交しが必要です。 左記に該当する公示案件にて、航空費や再委託費の為替差損について、契約書上で契約金額を超過して精算可としている契約(実費精算の契約)では、超過金額に関わらず、変更契約は不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-3	業務実施契約約款(調査業務・審査実施・審査業務)第14条、契約金額の精算において、以前の契約では証拠書類原本の10年保存義務がありましたが現在は原本にて記載がありません。原本保管の義務はなくなったのでしょうか? また14条に記載したと試験書類においては発注者が別々に記載するが、その全部又は一部の提出を省略することができる。とする旨の証拠書類である証拠書類とは、どのような書類のことでしょうか。PDF提出する書類のことを指すのか、あるいは車両走行表やセミナーの出席者リスト等必要時に提示する書類のことを指すのでしょうか。	はい。原本保管の義務はなくなりました。 省略できる証拠書類とは、PDF提出する書類ではなく、車両走行表やセミナーの出席者リスト等必要時に提示する書類等、経理処理ガイドラインに記載している、受注者側に保管を求める書類です。例えば、上記以外に、合意単価方式における渡航回数確認できる書類、特殊傭人の労務管理の実績等が該当します。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-4	一般業務費の確認で、抽出検査対象案件はどのように選定するのですか? また業務実施案件の精算でどのくらいの割合でしょうか?	抽出検査の趣旨から、これに関する情報を公開することはできません。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-5	<2023年10月以前の公示案件、再委託費の為替差損について> 質問番号8-17-2で「打合簿や契約変更是不要で精算可能とご記載しておられます」が、質問番号7-23-3では「現地再委託費および旅費(航空費)等他の費用への適用だけでなく、他の費用から現地再委託費および旅費(航空費)への適用についても、受注者の裁量でない打合簿が必要です」と回答しておられます。今月末に開催期限を迎える案件で、為替差損があり(契約金額を超過しないため)費用間で対応できる状況ですが、打合簿は不要でしょうか。これまで確認させていただけます。	ご質問は2023/9までの公示案件については、現地再委託費の為替差損の対応は旧ガイドライン適用のため、契約金額を超過するか否かにかかわらず、2者打合簿の取り交しをお願いします。 質問回答番号8-17-2については、現地再委託費の為替差損は打合簿が必要な点、回答修正します。なお、航空費は不要です。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-6	特別宿泊単価にかかる精算時の必要書類について 実費精算ではなく、運転手代となる場合、対象地域を証明するのに、ホテルの領収書は必要でしょうか。あるいは現地地圖の証明として、月報などは報告書での報告でよろしいのでしょうか。	特別宿泊単価が設定単価の場合は、証憑は不要で、特別宿泊単価適用の日程を様式B備考欄に記載ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-7	経理処理ガイドラインで特種傭人費や車両間連通費について以下の記載がありますが、ランサム型契約の場合は受注者側で就労表による実務管理や、就労表の受け付けは不適切な業務機関から提出を求めることがないとの理解でよいでしょうか。 <特殊傭人費> 日々の労務管理の実績の確認と記録を適切に行ってください。精算報告書に就労表を添付する必要はありませんが、適切に労務管理等が行われたと客観的に判断される書類(少なくとも雇用者の確認印またはサインを確保してください)を作成し、受注者にて保管し、JICAより依頼があった場合には提出できるようにしてください。	ご理解の通りJICAへの提出は不要です。なお、ランサム契約に実費精算方式が含まれる場合は、実費精算対象分は証憑を提出願います。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-8	航空券領収書についてご教示頂けますと幸いです。 【質問】 20224/12/21ノルエア→12/21ホーリーミニ着→12/23ハノイ着の航空券を旅行代理店を通さずにベトナム航空のチケットをオンラインにて購入しました。 貴機構との精算際は、領収書が必要になりますが、オンライン購入では領収書は発行されず、Eticket写しに支払明細が領収書の代わりになることがあります。 領収書が必要な情報(名前や料金クラス、搭乗日、渡航区间、金額など)は、明記されていますので、こちらを領収書の代替として提出することは可能でしょうか? 【質問】 (1)貴機構案件1とホーリーミニ(貴機構案件2)を往復する場合、旅行代理店を通さず購入することも可能ありますが、往路と復路の航路が完全に一致する場合、航空券領収書の金額を、当路にて同一案件で請求することは可能でしょうか? 可能な場合、半額にし1円未満の端数が出た際の割り扱いも教えてください。また、上記①の(1)の場合の月報での渡航回数の報告は各案件とも0.5回となりますでしょうか。	【質問】お支払いの際のカード明細書及び購入の事実が分かる書類(納品書、オンラインで購入時の注文書等)があれば精算が可能となります。なお、カードは法人名義若くは業務従事者名義のカードである必要があります。 【質問】2枚の航空券代金の割合が0.5と記載されていますが、1円未満の取扱いについては、いずれかの案件で吸収いただければ結構です。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-9	下記の場合の空賃の費用負担の考え方についてご教示ください。 ①日本→A国JICA案件(実費精算方式)→B国JICA案件(実費精算方式)→日本の往復従事を行う ②現地時計、旅費の分担について、輸送をA国案件でB国案件で日本→A国案件、B国案件でB国→日本を負担、など)。各案件で報告したと想定範囲の費用を行う。各案件の航空費の負担組合算分程度となり、当初契約金額単価(日本未満の場合は出た際の割り扱いも教えてください)。 この場合、精算時は、差分となる航空費は、渡航回数の増や(月報報告)、一般業務費への流量を受注者裁量で行ってよいという理解をしておりますが、間違ではないでしょうか? また、上記①の(1)の場合の月報での渡航回数の報告は各案件とも0.5回となりますでしょうか。	別案件と旅費を分担した場合に発生した差額は、受注者裁量で流用可能です。 ①のバージョンの場合、A国案件・B国案件とともに渡航数は0.5回とカウントしてください。	/
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-10	<8-17-8への更問> ①現実施中の全案件に適応との理解でよいでしょうか。また、次回ガイドライン改定時には、本件記載いただくようお願いいたします。 ②【質問2】の回答で、他案件と旅費を折半する場合、航空会社の就航状況では往復で同じ航空会社を利用できず、移動を行う場合があります。 例)日本→ホーリーミニ→貴機構案件1→ホーリーミニ→貴機構案件2→ホーリーミニ→日本 この場合想定の往復となりますが、航空費の折半が10対0でも構わないといふことなら、貴機構案件1(もしくは貴機構案件2)にこの渡航にかかる航空費の100%を支払してよいと読み解きますが、その理解でよいでしょうか。 また、上記①の(1)の場合の月報での渡航回数の報告は各案件とも0.5回となりますでしょうか。	① 現在実施中の全案件に適用されます。次回ガイドライン改定時に記載するようになります。 ② ご理解のとおりです。航空代金の折半は受注者にお任せしております。 ③ 受注者の裁量で決めて頂いて構いません。	●
8. 経理処理ガイドライン	17「直接経費」の精算	8-17-11	別業務との旅費の分担について、以下の場合、航空費は2案件の完全な折半でしょうか。もしくは受注者裁量(航空費)で分担を決めよいという理解でよいでしょうか? 例)日本→A国案件→B国案件→A国案件→日本 (A国案件:日本→A国、A国→日本の航空費、B国案件:A国→B国、B国→A国の航空費)	「8-17-10」の回答のとおり、航空費折半の割合は受注者にお任せします。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-1	単独型案件の見積書作成について、ガイドラインP.50に「一般業務費は、JICAが業務で必要であると判断する場合に限り、公示において、定額を示して見積書の封面上に表示します。」とあるが、主にアドバイザー業務では、車両借上だけの便宜供与がなして定額を示さない案件が公示されている。この場合、プロポーザル提出時点で車両借上費用はどうのように見積書に計上すればよいですか？	一般業務費は、JICAが契約に含める必要があると判断する場合に限り、公示において定額を示して見積書への計上を指示します。	/
8. 経理処理ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-3	<上記8-18-1の更問> 以下条件にように、定額計上での指示も臨時会計役の委嘱についても記載がなく、また、便宜供与で車両借り上げがなしになっている場合は、どのように考えればよろしいでしょうか？ https://www2.jica.go.jp/announce/pdf/202403132357874_02.pdf	事務所が直接支払うことを想定していると思われますが、契約交渉でご確認ください。今後、契約に含まれない場合は公示に対応方法を明記するようにいたします。	/
8. 経理処理ガイドライン	19精算報告書の電子提出	8-19-1	精算関係のクラウド化についてでは、早急に進めただけだと大変ありがたいと考えております。	一時期検討しておりました、精算システムの構築は、これまでの精算簡素化による効果および導入にかかる費用対効果を検討した結果、導入しないことさせていただきました。	/
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-3	定額計上について、打合せ簿事例集では、予算額の確定(実費)、残額の確定(実費)について千円単位となっていますが、1円単位ではなくてよいのでしょうか。 また、予算額確定(実費)にて別添として提出するのは証憑(領収書)でよいのでしょうか。実績対比表も該当目のみの作成でよいのでしょうか。	打合簿の単位は千円(円未満四捨五入)で記載し、一円単位で残したい場合は備考欄に記入ください。 「予算額確定」の打合簿(実費精算方式)では、領収書ではなく見積根拠資料をご提出ください。 「残額確定」の打合簿(実費精算方式)では、打合簿事例集の事例9の解説に記載あるとおり、証憑書類(領収書)の添付は不要です。領収書は本体契約精算時に提出ください。予算額/実績対比表は、該当する定額計上分のみを作成ください。	/
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-9	精算報告書明細についてです。現在は、業務従事者の従事計画・実績表については、「現地・国内」を合算したMM数を記載しております。他方、2023年6月末以前公示分の見積書(精算報告書明細書)の箇所については、現地と国内のMMを分けて記載する様式になっておりますが、こちらの箇所も実績表に合わせて現地・国内とMMを合算し式(最新の様式)を利用すると、ということになるでしょうか。	ご理解の通りです。	/
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-10	一般競争入札(総合評価落札方式)の契約金額の精算について、ランプサム型かつ定額計上費用が無い場合についてお問い合わせします。実費精算金額がない場合は、競費確定(精算)報告内訳書の提出が必要なようですが、その場合は精算時に提出すれば、式1 経費確定(精算)報告書の提出頭紙・表紙のみとなり、式2については作成・添付不需要となります。	ランプサム型かつ定額計上費用が無い場合は、精算は不要で、契約書の金額の請求書のみ、調達経理課支払窓口にご提出いただいています。よって、ランプサム型かつ定額計上費用が無い場合は、式1も提出不要となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	21適用範囲	8-21-1	2024年3月28日に公開されました「コラボサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023年10月(2024年4月追記))」について、今回の追記事項について、適用時期はいつからになるかご教示いただき、以下のいずれになりますでしょうか？ ① 今後提出する精算書類については2023年10月以前の支出も遡って適用となる。 ② 2023年10月以降に発生の費用に適用となる。 ③ 本お知らせの3月28日以降に発生の費用に適用となる。 ④ 4月1日以降に発生の費用に適用となる。 ⑤ 上記4通りの年月での公示案件に適用となる。	通用時期が明記されるもの以外は「①今後提出する精算書類については2023年10月以前の支出も遡って適用となる。」となります。	/
8. 経理処理ガイドライン	21適用範囲	8-21-2	<上記8-21-1への更問> 先日回答いただきました経理処理ガイドラインの適用時期について社内で共有していたところ、別件でFCFA経由で貴機構へ問い合わせさせていただいたのでありました。維続案件の2023年10月以前の支出に係る精算様式については、遡って新様式への移行は不要との回答をいたしており、改定による変更事項がどこまで適用になるのか混乱しております。 【ECFA経由貴機構への質問】 1) 維続案件にいたしましたが、貴機構の新規登録手順に沿って精算取り纏めを実施。 2023年10月改定ガイドライン「企賃を適用」というたわため、精算書提出後のコメントにて改定版の精算様式への変更を記載されていますが、何がございました。	①本件移行期に当たっている案件のため、今作成いただいているもので構いません。	/
9. 部分払いの促進	01 計上	9-01-1	部分払いの一般業務費計算上法について質問です。様式1:3:契約金相当額計算書の備考欄には「3)との記載があるのみです。機械費、消耗費と同様に、部分払い時に証憑は不要と別途「期間を設けていた場合があるった場合は、証憑があります」と記載あります(項目名とは、小費目ごとに記すと理解いたします)。シート上の記載方法としては、各月の費用に支出額のレートを記載する(計算する費用、月の分だけ作成する)のでしょうか。それとも複数月の費用を合算して額をかける形でよいでしょうか。』 この認識は正しいかとの問い合わせに対し、 【貴機構からの回答】 昨日ご回答いただきました。精算書類の小数点以下の取扱いが昨年変更したこと、契約当初のものまで遡及しての修正を行った結果、部内で確認し、遡及しての対応は不要と確認いたしました。業務支援チーム内でも各自徹底させていただきました。 との回答がありました。 こちらの回答は2023年3月28日以降いたしましたのでありますが、4月1日に回答いただきました。①今後提出する精算書類について2023年10月以前の支出も遡って適用となる。 と、反対するものもあり、再度確認させてください次第です。	御社での管理工数を考慮して相当額算出の内訳がわかりやすく提示されれば問題ありません。ご不明な点があれば当該契約の契約担当課担当者にご相談ください。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-1	2024/6/24総合会員資料P.121、1にし、プロポーザル作成時に受注者側に見積根拠を用意するのではなく、JICA内定の経路や発航回数に則った見積根拠が指定されるといふことでしょうか？ あるいは、企賃精算説明書において上限額の記載と、その上限額内で使用者が見積根拠を用意しなければならないといふことでしょうか？	後者です。プロポーザル作成者が見積根拠を用意しなければなりません。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-3	7/3の公示のQCBS-ランプサム型の企画競争説明書に「私属不可:日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空券、及びむを得ない理由によりキャンセルする場合の賃替対応や変更手数料の費用(賃替対応費用)として航空券の総額の10%を加算して航空券を見積もりしてください(各社が紛争影響地域に指定されている紛争賃替料を除く)」とあります。 しかし、貴機構の2024年7月以降の公示のQCBS-ランプサム型の見積根拠は「見積書(2023年7月公示-2024年6月公示)同じです」と記載されており、企画競争(QCBS)の新規形のように賃替対応費用10%が含まれていないようです。 QCBS-ランプサム型の場合は賃替対応費用10%はどこに記載すればよいでしょうか？	ランプサム型契約は個別に航空券の精算をしませんので、10%を含めた金額で計上してください。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-4	2023年10月改定ガイドラインより、エコノミーで精算してもその金額を上限としてビジネスクラスの購入が可能となっています。最も安価な航空券を使用するとなった場合、ビジネスクラスの購入は不可という扱いになりますでしょうか？	精算した金額以内であれば、ビジネスのご利用も可能です。	/
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-5	下記2点質問いたします。 1. 貴機構で精算される最も安価な航空券の価格は、どこからの見積もりをベースに算出されるのでしょうか？発券手数料を含めて旅行会社に依頼した場合の価格でしょうか。あるいはインターネット等、航空会社から直接購入した場合の価格でしょうか。 2. 見積算出額と予約でき最も安価な航空券が受注後、最短で予約した場合でも既に予約できなくなっていた場合、その差額はどうなりますか？	1. 旅行社が使用しているシステムをもとに確認しています。 2. 航空賃貸全体もしくは契約金全体の中で調整をお願いします。	/
10. 最も安価な航空券の使用	02航空券にかかる契約管理	10-02-1	2024/6/24総合会員資料P.12.4にし、条件の厳しい航空券を利用していたとしても、履行期間中に航空賃貸や燃油サーチャージの激増等により、受注者側の工夫や費用自流率の手配を尽くしても契約金額を超えることが明らかになつた場合は、契約変更(増額)の対応を取つていただけるのでしょうか？	個別に検討いたします。具体的な事例が発生しましたらご相談ください。	/
10. 最も安価な航空券の使用	02航空券にかかる契約管理	10-02-2	2024年7月の経理処理ガイドラインに記載により、可能な限り安価な航空券で渡航すること基本となり、旅行代理店を通して現地発着の航空券を購入することも可となります。 一方、実態として現地カウンターパートと日程調整後に渡航している場合、私属不可及び日程変更不可等の航空券を手配するのではなく厳しい状況で、自身の責任を伴う渡航が想定されることが想定しています。自社負担となることについて、貴機構のお考えがあればお教えいたげないでしょうか？ 弊社の航空賃貸の自社負担渡航減築策をしてしまって、渡航期間が長期となる変更不可の航空券で一度現地に入港した後、比較的安価な現地発着の航空券(要更可)による賃貸を繰り返すことも検討しています。 このように現地発着する場合、全ての航空券で旅費分担報告書を提出することになりますでしょうか？	上段の質問については、契約金額内で工夫頂き、契約金額内に収まるようにご対応いただきたく、よろしくお願いします。各渡航で、日程変更がありうる場合は、変更可能な航空券(現地発券や格安航空券も含む)を手配いただき、それ以外の渡航では、使用条件の厳しいが安価な正規航空券などを検討いただけるよう、お願いします。	/
10. 最も安価な航空券の使用	03航空券にかかる精算	10-03-1	①一般業務費の旅費・交通費で、日本から業務費用を輸入課へ輸入課が申請する場合の航空券についても、10%加算・LCCの場合は追加料金等のルールは同じという理解で良いでしょうか？ ②賃替対応費用の10%を上乗せ契約した場合、+10%も含めて、契約金額内の他費用への流用をおこなえる理解で間違いないでしょうか。 ③業務期間中に賃替費用が発生しなかった場合、ランプサム契約であれば精算の対象外という回答がありましたか、なぜランプサム契約だけ精算対象外なのでしょうか？	①出来るだけ安価なチケットを使ってください ②ご理解の通りです。 ③ランプサム契約した経費は、価格競争を経ているため、精算を行はず契約金額をお支払いすることになります。	/
10. 最も安価な航空券の使用	03航空券にかかる精算	10-03-2	格安航空券を購入した場合、Eチケットで発行されないケースが多く、「Itinerary」「Travel Summary」「約款内容等」等をEチケットに代わる形で受領している。これらをEチケットとして承認いただけるでしょうか？	Eチケットの添付をお願いしているのは、渡航実績を確認するためですので、それに代わるもの(使用済み半券の類)をお願いします。	/
10. 最も安価な航空券の使用	03航空券にかかる精算	10-03-3	最も安価な航空券の使用に関しては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に示されている「格付/渡航地域別航空券クラス」に応じる航空券クラスにおける最も安価な航空券との理解で最もかどります。例えば、格付け4号で地域への渡航の場合はビジネスクラスの航空便が認められていますので、この場合最も安価な航空券とは、C地域の当該国と日本との間の航空便のなか最も安価なビジネスクラス割引航空券ということになります。	ご理解の通り、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」に示されている「格付/渡航地域別航空券クラス」に応じた航空券クラスでの最も安価な航空券になります。	/
10. 最も安価な航空券の使用	03航空券にかかる精算	10-03-4	<10-03-2への更問> 上記10-03-2の質問に回答しておきましたが、本変更是、2024年7月以降の公示案件、または打合簿で合意する継続契約から適用されると思っておりましたが、2024年7月以前の既存の業務実施契約(技術協力プロジェクト)においても、最も安価な航空券(格安航空券や現地での航空券手配)を購入してもよいという理解で宜しいでしょうか？	書類内にEチケットであることがわかる記載があるのであれば、渡航実績の確認が可能ですので、代用可能です。	/
10. 最も安価な航空券の使用	03航空券にかかる精算	10-03-5	企画競争実費精算方式の航空券クラスやLCCの利用についてお伺いせています。 ビジネスクラスや精算・契約している場合で、フレキシブルコミニーやコミニー、LCCなど明らかにクラスを下げて手配した場合、下記のクラスの中により仕組に過すための追加費用については精算可能という認識でよろしいでしょうか。例えばビジネスクラスに応じて契約している従業者がエコノミーに搭乗するが、有料でやや広い座席を指定する場合や座席料や、LCCにて手配した場合で食事が有りたった場合は、各航空券の契約金額を上限で精算可能という認識でよろしいでしょうか。(FAGの質問番号8-03-15では座席料は原則精算対象外と記載されていますが、これはエコノミーで精算している場合のコミニー内での追加費用という認識です。)	経理処理ガイドラインP.15に記載のとおりです。LCCに限り、受託手荷物、機内食、座席指定料等が精算対象です。	/
10. 最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-1	①発券手数料(税抜)で航空券代の5%を上回るは、現地発券・現地購入の航空券も精算対象ですか。 ②国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国までを一連のチケットとして購入できなかった場合、国内航空券は精算対象となるが、国際空港使用料は精算対象外となる、という理解でありますか。 ③新ガイドライン(「領収書には、旅費(航空券)の内訳(航空券代、週末・特定曜日料金算定料、航空保険料、燃油特別付込運賃、空港税、旅客サービス施設使用料(税抜)、旅客保安料(税抜)、発券手数料(税抜)」が明記(又は添付)されいるもの)が望ましいですが、記載されていても領収書にて精算可能となります。)とありますが、これは2024年7月以降の公示案件についても適用されますが。	①対象です。 ②国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国までを一連のチケットとして購入した場合、国内航空券及び国際空港使用料(税抜)については、航空券の一部とすることを認めます。(経理処理ガイドラインP10) ③適用されます。	/
10. 最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-2	<上記10-04-1への更問> 上記10-04-1の質問に回答しておきましたが、本変更是、2024年7月以降の公示案件、または打合簿で合意する継続契約から適用されると思っておりましたが、2024年7月以前の既存の業務実施契約(技術協力プロジェクト)においても、最も安価な航空券(格安航空券や現地での航空券手配)を購入してもよいという理解で宜しいでしょうか？	領収書に明細がなくても精算対象とする変更是2024年7月以前のものでも適用とします。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
10.最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-4	<上記10-04-1への更問> 前回の質問、「②国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国まで一連のチケットとして購入できなかった場合、国内航空券は精算対象となるが、国内空港使用料は精算対象外となる」という理解でありますか。また、JRに対する「②国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国まで一連のチケットとして購入した場合、国内航空券及び国際空港使用料(税抜)については、航空券の一部とすることを認めます。(経理処理ガイドラインP10)」との回答をいただきました。	国内線と国際線で航空会社が異なるなど、一連でチケットが発券できなかったとしても、国内移動が当該業務のみを目的としている場合には、居住地からの空路移動を精算対象として認めます。この場合、国内空港使用料も精算対象とします。	/
10.最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-5	<10-04-4への更問> 前回の質問、国際空港以外の空港を発着地とし、国際空港を経由し業務対象国まで一連のチケットとして購入できなかった場合の精算対象となるが、国内空港使用料は精算対象外となるとしていましたが、実際に当該業務のみを目的としている場合には、居住地からの空路移動を精算対象として認めます。この場合、国内空港使用料も精算対象とします。」との回答をいただきましたが、これは2024年7月以前の公示案件についても適用されます。	2024年7月のガイドライン改正以前から適用されているルールであるため、2024年7月以前の公示案件にも適用されます。	/
10.最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-6	<10-04-5への更問> 2024年7月以前の公示案件についても適用のことですが、航空券が合意単価契約の場合はどうなりますか。該当の従事者の、国内移動分の航空券を追加で精算することは可能ですか。	合意単価の金額で精算可能です。	/
10.最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-7	航空券領収書には内訳に記載・精算も不要とのことで、税抜であることの確認ができる様式10に税抜金額の記載は不要の理解でよろしいでしょうか？ 移安の購入サイトでは内訳を提示していただけない場合があり、利用可否を判断したくご教示のほどお願いいたします。	・ご理解のとおり、税抜であることの確認ができる様式10に税抜金額の記載は不要です。 ・昨今各種導入消滅策を踏まえ、様式10については、省略いたいためも結構です。 ・なお、様式10を踏襲した場合で、何らかの補記が必要な場合は、様式8の備考欄に記載ください。	/
10.最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-8	<10-04-7への更問> 「折りたたみ各種導入消滅策を踏まえ、様式10については省略可」とのご回答がありましたが、今後、精算報告書には様式10(航空券類別履歴書(航空券))を添付してもよいということでしょうか。もし提出不要ということでしたら、精算報告明細書の様式から様式10を削除いただけないでしょうか。	次回改定の際に、削除を検討いたします。	●
11.本邦研修・招へい契約標準化	01適用対象(継続案件への適用)	11-01-1	継続契約の技術協力プロジェクトにおいて、本邦研修を来年1月に実施する予定です。本体契約には本邦研修に該当する人月を含んでおり、本邦研修契約時はその人月を本邦研修に適用する予定とされています。7月以降の施策においては、事前準備の人の月が含まれるようにならうこと、事前準備の人の月が固定で含まるということですが、本体契約から固定分の人月を回すことを、本体契約の人月が不足してしまいます。今回の固定人月に不足すれば、新たに計上して良いのでしょうか。	今回の変更前では、発注者・受注者は合意済みとした、事前準備業務に対する人月も本体契約に含まれているとの理解ですので、そちらは該当する人月は本体から差し引く必要があります。 7月以降は事前準備分は固定分として研修契約に含めるのが原則であり、合意済みの人月が標準人月に満たない場合には、新たに計上することも可能です。 ただし、該当の人は既に合意済みであることから、それも踏まえて、改めて適切な業務内容、人月については監督職員と相談してください。	/
11.本邦研修・招へい契約標準化	01適用対象(継続案件への適用)	11-01-2	コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドラインの内容について、変遷を確認させてください。 本邦研修はこれまで本体契約内に包れていたかと思います。2022年4月から消費税の關係で別契約となつたと認識しております。 その後実機操縦HPでの過去の改正内容を確認すると、2023年4月および6月に細かい改正がありますが、次の改正が2024年2月にかけており、定期的に更新される契約ガイドラインの内容について、お手本として採用しているHPではこの改正は2023年10月頃まで記載しております。(実機ガイドラインは定期的に更新されるため、最新の2024年7月改定のガイドラインでも2023年10月頃には本体契約が記載された案件から適用します)。 （実機ガイドラインでは、定期的に更新されるため、最新の2024年7月改定のガイドラインでも2023年10月頃には本体契約の契約範囲が記載された案件から適用します)。 過去の改正の日時につきまして、あらためてご確認いただけますでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。「本体契約締結時に、発注者による定額計上の金額にて技術研修等支援業務実施契約と本体契約の契約期間と同じ期間にて締結し、そのカリキュラム及び日程が明らかになった時点で打合簿にて研修・招へい詳細計画及び必要経費を確定し(複数回の研修が予定されている場合は都度打合簿にて研修・招へい詳細計画及び必要経費を確定し)複数回の研修が予定されている場合は都度打合簿にて研修・招へい詳細計画及び必要経費を確定し(複数回の研修が予定されている場合は都度打合簿にて確定)、ランプサム方式を適用することとした(必賛経費が契約額を超える場合には増額更替契約を行う)。」と記載があります。	/
11.本邦研修・招へい契約標準化	01適用対象(継続案件への適用)	11-01-3	コンサルタント契約における「研修・招へい実施ガイドライン」(2024年2月版)P11にある「様式7 業務部分完了届(研修・招へい)」はどう入手可能でしょうか。 現在公開されている様式7-2(2024年7月版)には「約款第12条の2に基づき提出」と記載がありますが、2024年3月に業務実施契約書の約款改訂(技術研修等支援業務実施契約)がされた場合に記載はないません。貴機構の担当部署から以前の様式を利用することで、参考可能な場所をお問い合わせ下さい。	技術研修等業務実施契約で複数の研修を1本にまとめた包括契約で、約款に部分払い条例(第12条の2)がない場合や、契約変更にて新条件の追加が必要となります。以前の様式7の利用による対応とはなりませんので、誤った指し書きをお詫びいたします。 該当する案件がありましたら主管部担当者及び国際協力課達部契約担当者にご連絡をお願いします。	/
11.本邦研修・招へい契約標準化	01適用対象(継続案件への適用)	11-01-4	今回の改革に係る問い合わせではない可能性がございますが、本邦招へい実施契約における見積書に計上出来る報酬について確認させて下さい。「定額計上にて契約後、打合簿で詳細確定する」案件の本邦招へいについて、打合簿に添付の必要な見積書を作成し、原稿・定額計上にて確認頂いたところ、視察に同封する日の報酬については「実績の業務に当たる部分のみに計上して下さい」と指摘がございました。例えば、1回視察として設けていた日に、午前は視察先に移動し(片道50km以上の移動)午後は視察先に同行する場合、この日の報酬は午後の日の50%の計上になりますと指摘しております。対して、現状の研修・招へい実施ガイドラインの報酬に関する記載については、「原稿にて記載され、被招へい者と共同で行動する内務省人材開発課は、午後も宿泊費の計上には認めません。(みの記載のため、午後も宿泊費の計上には認めません)」とあります。宿泊料も宿泊費の計上には認めません。(みの記載のため、午後も宿泊費の計上には認めません)。宿泊料も宿泊費の計上には認めません。ガイドラインからは、招へいの同行に対する報酬は「同行の日数倍で計上しても問題ないと読み取れますが、時間単位で会合せて確認して計上に付ければならないのでしょうか？」とあります。また、同行する日の報酬に関しては「計上出来るのはあくまで招へい者と同行する時間のみであり、移動時間については除外されてしまうのでしょうか？」とあります。他の受注案件では原課担当者、調達より上記の指摘が從来なく、今回初めて指摘を頂いたため、原課間・調達間で担当者によって判断が異なる場合は翻訳がないように機構内で周知徹底をお願い致します。また、時間単位で計上する必要がある場合はガイドライン(同報酬)にて記載頂くが、原課は業務で担当した部で計上する。同行が午後になら場合は報酬は0.5倍の計上等)、コンサルの認識誤りが発生しないよう注意して頂いてください。	同行日数については、日単位での計上を想定しております。移動時間も含めて拘束時間となりますので、計上いたいたい問題ありません。	/
12.第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-1	説明会時の質問で、「現地再委託について現在実施中の案件は対象か?」というのがあり、「2024年10月以降に契約するものは対象ですか?」との回答でした。現在実施中で10月以降に履行期限がくる案件の現地傭人にについてはいかがでしょうか?「現地再委託」同様に10月以降契約する傭人だけが対象になるのか?それとも契約当初から契約する傭人も対象となるのでしょうか?	適用開始前に、既に契約済みの現地傭人契約や再委託契約については、適用対象外とします(適用開始後に契約変更が生じた場合も含む)。	/
12.第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-2	<12-01-1への更問> ご質問内容: 説明会時の質問で、「現地再委託」について現在実施中の案件は対象か?というのがあり、「2024年10月以降に契約するものは対象ですか?」との回答でした。現在実施中で10月以降に履行期限がくる案件の「現地傭人」についてはいかがでしょうか?「現地再委託」同様に10月以降契約する傭人だけが対象になるのか?それとも契約当初から契約する傭人も対象となるのでしょうか?	契約管理ガイドラインの41ページに記載のとおりです。「現地再委託」同様に10月以降契約する現地傭人は対象になります。すなわち、適用開始後に新規で契約する現地傭人は適用対象となります。	/
12.第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-3	現地傭人の契約書の確認について、1つの契約金額が200万円以上の契約が対象、ということですが、弊社では傭人契約を1年ごとに更新している例が多いです。その場合、1年目は160万円、2年目は180万円という契約であれば、打合簿を提出する必要がないという理解でよろしいでしょうか。また、1年ごとの契約金額が200万円以上の場合には、同一の傭人であっても、更新のたびに打合簿を提出する必要があるのでしょうか?	ご照会いただいた2件ともご理解通りです。	/
12.第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-4	ランプサム契約において、在外事務所による契約相手先の確認は、ランプサム対象費目である場合は、行わないと思うのでしょうか。	(2024/11/27 修正) 改めて内部で検討し、ランプサム契約の概の扱いについて以下の通り整理しましたので訂正させていただきます。関連ガイドラインについても追って修正するようになります。また、本修正前に打合簿を作成中のものにつきまして、本修正に基づき、打合簿不要としていたいたい結果であります。 ・ランプサム契約本体に含まれる場合は再委託契約、200万円以上の傭人費の契約に関する打合簿は不要です。 ・契約当初は定額計上していただいものについては、予算額確定の際に、ランプサムとしたものは上述と同じく不要、実費精算としているものは打合簿が必要。 ※ 同様に、160万円以上の機材購入についても、上述のとおりランプサム契約本体もしくは定額計上としていたが予算確定時にランプサムとしたものについては、選定経緯書は不要とします。	●
12.第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-5	<12-01-4回答への更問> 「ランプサム契約であつてもすぐから確認が必要です。目的は事実確認にあるため、精算方法には関係なく確認します。」との回答ですが、これは本邦がランプサム契約の場合、定額計上で該当の費用(再委託・傭人)があるものについて確認を行うとの理解でよろしいでしょうか? ランプサム契約の本体に含まれる場合は、再度出する要件についての確認を行ってください。 ・契約当初は定額計上していただいものについては、予算額確定の際に、ランプサムとしたものは上述と同じく不要、実費精算としているものは打合簿が必要。 ※ 同様に、160万円以上の機材購入についても、上述のとおりランプサム契約本体もしくは定額計上としていたが予算確定時にランプサムとしたものについては、選定経緯書は不要とします。	(2024/11/27 修正) 改めて内部で検討し、ランプサム契約の概の扱いについて以下の通り整理しましたので訂正させていただきます。関連ガイドラインについても追って修正するようになります。また、本修正前に打合簿を作成中のものにつきまして、本修正に基づき、打合簿不要としていたいたい結果であります。 ・ランプサム契約本体に含まれる場合は再委託契約、200万円以上の傭人費の契約に関する打合簿は不要です。 ・契約当初は定額計上していただいものについては、予算額確定の際に、ランプサムとしたものは上述と同じく不要、実費精算としているものは打合簿が必要。 ※ 同様に、160万円以上の機材購入についても、上述のとおりランプサム契約本体もしくは定額計上としていたが予算確定時にランプサムとしたものについては、選定経緯書は不要とします。	●
12.第三者抽出検査廃止に伴う変更	01現地傭人契約の確認	12-01-6	現地傭人と日額契約で契約書を取り交わしており、契約期間(1年間)において勤務を依頼した分だけ日額を支払う契約となっています。契約時ににおいては、200万円を超える想定をしていないため、打合簿は取り交わさなくていい理解であります。もし契約途中で200万円を超える想定外の日勤務をお願いすることになった場合、200万円を超えるとわかった時点で、打合簿を取り交わすという対応で問題ないでしょうか?	当初は200万円の範囲内としていたものの、最終的に200万円を超えてしまった場合については、超過が判明した時点で、業務主任者は、打合簿を作成して在外事務所へ事実確認を行ってください。	/
12.第三者抽出検査廃止に伴う変更	02現地再委託契約の確認	12-02-1	現地再委託契約を実質精算契約とした場合は現地再委託先と契約締結したのち、JICA在外事務所へ事実確認を受けた上で監督職員と連絡絆と契約内容等に関する打合簿を提出致しますが、その後、現地再委託先と変更契約の変更要件を行った場合に再度提出する要件内容についての確認を行ってください。 個々の現地再委託契約の金額変更を行う場合は、監督職員に打合簿をもって現地再委託の変更契約締結後に結果を報告ください(契約期間の延長等微小な変更については打合簿不要です。)との記載のみのため、JICA在外事務所への再確認が必要な場合でござります。	再委託にかかる契約変更を実施した場合も、JICA在外事務所による事実確認が必要となります。	/
13.コンサルタント等契約の公示にかかる応募受付の変更	01応募方法	13-01-1	10月よりPartnerから応募書類を提出することになりました。添付できる1ファイルあたりの上限は5MBとのことです。が、プロポーザルが5MB以上となる場合には、1つのファイルが5MB以下となるように複数のファイルに分けてから、Partnerから提出する必要があります。または、5MBを超える場合には、ファイルを分割せずに提出できるよう、以前のようにGigapodを通じて提出することも可能なのでしょうか?	5MBを超える場合には分割して提出してください。GIGAPODを通じての提出は出来ません。	/
14.メリハリのある技術評価方法の導入	01プロポーザルの体裁等	14-01-1	10月改訂のガイドラインでは、作業計画書以降のページ数上限が細かく設定されており、それに加え作業計画以降のページ数に足し合わせると、ページ数減っています。 改訂前:1枚(無印)の標準評議会15ページ 改訂後:10枚(ページ無印の標準評議会15ページ) 改訂前より5ページ減っています。説明会時点では、配点の変更はあるが、ページ配分は変更しないと説明されておりました。また、作業計画書以降、細かくページ上限が設定されておりますが、配点の変更とともにページ上限も改訂したということです。	ご理解のとおり、配点の見直しのタイミングで、ページ上限の見直しも行いました。 これは、項目毎に適切な内容を記載頂けるように①～⑤それぞれにページ上限を設定したもので、これにより、重複した記載を回避し、より明確かつ確実に記載頂くことが可能になると判断し、ページ数全体を削減しました。	/

関連施策	項目	質問番号	質問	回答	情報の反映
8. 経理処理ガイドライン	15各種支払(前払い、部分払い)	8-15-4	コンサルタント等契約における研修・招へい事業が2024年2月、P5「複数回の研修・招へい事業がある場合に、これらをまとめて一つの契約とする」ことを可能です。その場合は、各回の研修・招へい事業の完了毎に部分支払と見なすことができます。部分払を設ける場合には、受注注文書に支払手数料を記載し、3者打合簿で確認します(打合簿については、「研修・招へい事業に係る合会事例集」を参照してください)。	予算の適切な管理の観点から、各研修終了後に部分払いを原則行うこととし、支払い計画書は不要とします。ガイドラインも追って修正するようにします。	○
8. 経理処理ガイドライン	18単独型の扱い	8-18-2	コンサルタント等契約(単独型)で調査業務約款が適用される案件に廻し、応札時の見積書において消費税の記載は必要でしょうか。	応札時の見積書では、ご指摘のとおり消費税の記載は不要です。様式は修正済です。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-1	新規施設では、旧案件を含む空賃と現地再委託費以外であれば、契約金額全体におさまっているか?自由に流用してよいとなっています。ということは今後は様式5は提出不要という理解でよいでしょうか?あるいは流用の事実の確認として添付が求められますか?その場合も少なくとも参考上限額は必要ないと想いますがいかがでしょうか?	様式5流用明細は不要です。更新にて削除致しました。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-2	個人や車両、事務所借り上げ等は、基本的に月を単位とする契約です。結果的に200万円を超えて添付は不要となりますか?	月額が200万円未満でも総額が200万円を超える契約は契約書添付は必要です。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-4	①精算報告書について 定額計上経費を打合簿を取り交わしてランプサムにした場合、どのように報告するのでしょうか?QCBSの合意単価にならない、様式2内訳書に総額(打合簿で確認した確定額)を入れるだけでしょうか? ②契約金額合意単価について 一般業務用合意単価、定額計上経費を打合簿を取り交わしてランプサムにした費用について、どのように計上するのでしょうか?該当部品払いの対象月までに完了したところまで適宜計上すればよいでしょうか?	①ご理解の通りです。様式4内訳書の記載例は以下の通りです。 例:一般業務費 (支払サム金額分) (ランプサム金額分) ②ご理解の通り、合意単価や、定額計上経費も含め、当該部分払いの対象月までに完了したところまで適宜計上してください。 上記について、様式への反映も行いました。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-5	大項目間(報酬と直接経費)の費目間流用については事前に監督職員様へご説明申し上げることとなっています。精算時に精算書をいたしましたことの証明が必要なものと考えますか、特別な様式などありますか。メールのコピーを添付するなどの方法はよろしいでしょうか?ランプサムにした費用について、どのように計上するのでしょうか?当該部分払いの対象月までに完了したところまで適宜計上すればよいでしょうか?ガイドラインや様式に反映お願いします。	監督職員への事前説明はご理解の通りです。費目間流用に関して、精算時に必要な様式や提出書類等はありません。事前説明した旨は、月報等でご報告ください。大幅な変更でなければ、月報で報告していただくのも結構です。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-6	https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/guide_q.html 【掲載されている以下の支払い計画書のワードが壊れているようです】 支払計画書表4-1(履行期間12ヶ月超えない)(Word/17KB) 支払計画書表4-2(履行期間12ヶ月超え、部分払後に前払金あり)(Word/15KB)	支払い計画書はエクセル様式に変更のうえ、リンクを修正しております。2024年7月3日午後に差し替えを完了しましたので、再度のご確認をお願いいたします。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-7	7月改訂版が公開されましたが、様式4支払計画のワードファイル(2407.4-1, 2407.4-2, 2407.4-3)が壊れておりますが、ご確認いただけますでしょうか?	支払い計画書はエクセル様式に変更のうえ、リンクを修正しております。2024年7月3日午後に差し替えを完了しましたので、再度のご確認をお願いいたします。	○
8. 経理処理ガイドライン	20様式	8-20-8	一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)の精算報告書について、様式2 経費確定(精算)報告書・内訳詳細は2023年10月以降の公示系案件に对応していないのではないかと思いますが、確認のうえ教示いただけますでしょうか?精算金額合意単価(合意金額(ランプサム型含む))の場合は、様式4-20 精算報告書(2024年3月版)の契約金額精算報告書内訳書を使用しますでしょうか?	ご指摘のとおり一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)の精算報告書の様式2 経費確定(精算)報告書・内訳詳細に2023年10月公示分以降に対応する様式を追加するようにします。それまでは、「企画競争(QCBS)ランプサム型合意」の場合は、様式4-20 精算報告書(2024年3月版)の契約金額精算報告書内訳書を準拠いただけます。	○
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-2	6/24説明会資料P.13、「現行ガイドラインでは「発券手数料は、税抜で航空券代の5%を上限とします。」との規定がありますが、2024年7月以降はこの規定自体が削除されるのでしょうか?	当該規定は残ります。→2024年10月追記版で削除しています。	○
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-6	最も安価な航空券の使用に伴う賃替対応費用を「プロポーザル作成時点で算出することから、見積書についても費用を算出できるよう改めたかと想いますが、HDDで公開されている見積書様式は「企画競争(QCBS含む)案件のみ賃替対応費用が算出できるものとなっております。」 様式4-20に変更しない一般的競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS-ランプサム型案件に関して、企画競争案件に同様に賃替対応費用を算出に含めた条件が発生するかと思うのですが、この場合はプロポーザル作成側で賃替対応費用を算出するように適宜変更すればよろしいでしょうか? また、今後一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS-ランプサム型案件の様式は変更されない予定ですか?	ご指摘有難うございます。見積書様式修正版を7月31日にホームページに掲載済みです。	○
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-7	7月に導入された「最も安価な航空券の利用」に関する質問です。 ①今回の改訂内容は、「JICAは、正規割引(運賃のうち、原則、構算時点で最も安価なもの(払い戻しや日程変更ができない等条件が厳しいもの、双方もしくはいずれかが不可のものが該当の想定)以下最も安価な正規割引運賃)」で上限額・予定価格等を精算」。 ②本施策に伴い、企画競争案件の見積書の様式が変更されている(航空券小計+賃替対応費用10% = 航空券総額となつた)。 ③一般競争入札/QCBS(ランプサム)案件の見積書様式には変更はなく、従来の様式を使用することとなっています。 企画競争、ランプサムとともに、貴機構の積算根拠が「最も安価なもの」となるのであって 企画競争者としてはJICAの限額(想定上限額)の範囲内に応札額をおさめは、応札者の判断で航空券を選択できる」と理解しております。(10%)を計上するか否かも含めの判断。 現状表示されているランプサム案件の内には、下記の記述を含むものがあります。③であれば、10%加算の様式ではないのですが、「加算が求められている」ということでしょうか。 【以下、企画競争説明書からの抜粋箇所】 (6)旅費(航空費)について 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空費を計上してください。 払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空費、及びやむを得ない理由によりキャセルする場合の賃替対応や変更手数料の費用(賃替対応費用)として航空券を見積もってください(首都が紛争影響地に指定されている紛争影響国を除く)。	・ご理解の通りです -QBS,QCBS、及び総合評価落札方式とともに、ご提案時に航空費に賃替対応費用の要否を検討いただき、適宜ご提案いただければ結構です。なお、賃替対応費用を含める場合の割合は10%でお願いします。 今回のご質問を受けて、企画競争説明書／入札説明書のうち、航空費として以下の通り記載を統一させていただきます(次回公示分の2024年9月4日分以降から以下の通り修正するようにします)。 (修正後)航空費について ○旅費(航空費)について 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空費を計上してください。 払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空費、及びやむを得ない理由によりキャセルする場合の賃替対応や変更手数料の費用(賃替対応費用)を加算することができる場合、加算率は航空費の10%としてください(首都が紛争影響地に指定されている紛争影響国を除く)。	○
10. 最も安価な航空券の使用	01航空券にかかる見積	10-01-8	<上記10-01-6の要約> 上記のとおり、一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS-ランプサム型案件の航空賃箇所の見積書様式を修正できましたか、企画競争(合意)案件と一般競争入札(総合評価落札方式・ランプサム型)/QCBS-ランプサム型案件の見積書が異なっていますが、修正頂いた一般競争入札案件の見積書は1次航の航空費に賃替対応費用を算出した単価を記載する様式になっております。 QBS,QCBS、及び総合評価落札方式とともに、ご提案時に航空費に賃替対応費用の要否を検討いただき、適宜ご提案いただければ結構です。なお、賃替対応費用を含める場合の割合は10%でお願いします。 なお、今回のご質問を受けて、企画競争説明書／入札説明書のうち、航空費として以下の通り記載を統一させていただきます(次回公示分の2024年9月4日分以降から以下の通り修正するようにします)。 (修正後)航空費について ○旅費(航空費)について 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空費を計上してください。 払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空費、及びやむを得ない理由によりキャセルする場合の賃替対応や変更手数料の費用(賃替対応費用)を加算することができる場合、加算率は航空費の10%としてください(首都が紛争影響地に指定されている紛争影響国を除く)。	○	
10. 最も安価な航空券の使用	04精算時の扱い	10-04-3	2024年6月までの経理処理ガイドラインでは、航空賃が実費精算の場合、旅行代理店の変更・取消手数料は、1回の変更につき上限が5,000円(税抜)となっていましたが、2024年7月追記版では、これらの記載がないことから、旅行代理店の変更・取消手数料には上限を設げない、との理解でよろしいでしょうか? その場合、精算報告明細書の様式「01証費書類附属書(航空費)」の注記からも、「*旅行代理店の取扱変更手数料/取扱取消料は、1件につき5,000円(税抜)を上限とします。」との記載を削除していただけますと幸いです。	ご理解の通り旅行代理店の変更・取消手数料には上限は設けないため、経理処理ガイドラインから記載を削除しております。	○